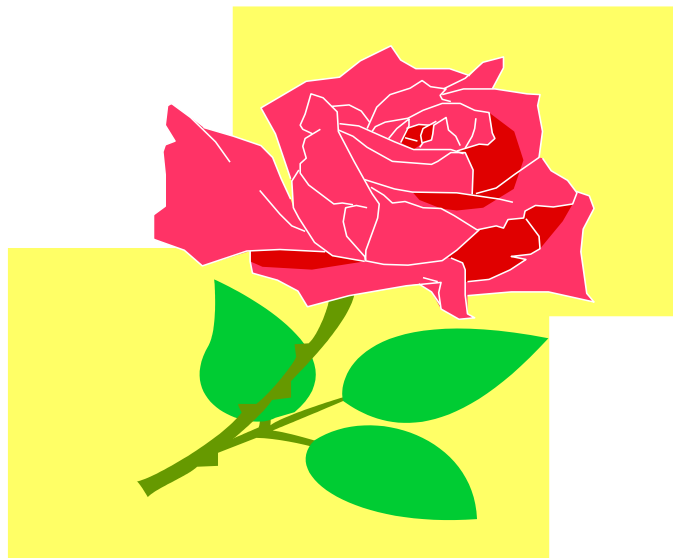


議会月報

令和4年
— 9月号 —



市の花 ばら

No.494

前橋市議会事務局

令和4年9月号目次

■ 議会のうごき	2
本 会 議	2
第 1 日	2
第 2 日	4
総括質問	5
第 3 日	7
総括質問	8
第 4 日	11
意見書	18
会 議 結 果	30
常 任 委 員 会	33
総 務	33
教 育 福 祉	34
市 民 経 済	35
建 設 水 道	36
議 会 運 営 委 員 会	37
各 派 代 表 者 会 議	49
■ □ ビ ー	58
9 月 の 日 誌	58
図 書 室 だ よ り	58

■ 議 会 の う ご き

— 本 会 議 —

◇ 第3回定例会の概要

令和4年第3回定例会は、9月1日に招集された。

会期は27日までの27日間（本会議は4日間）で、「令和3年度前橋市一般会計決算認定について」以下40件の市長提出議案、「前橋市議会会議規則の改正について」及び「前橋市議会傍聴規則の改正について」の議会議案2件が審議され、いずれも原案のとおり可決、認定、同意、承認された。

総括質問は8日及び9日の2日間に23人の議員が行い、市長や所管部長などから答弁があった。

意見書案は「新型コロナウイルス感染症対策に係る国庫負担等の拡充を求める意見書」以下11件が上程され、同意見書を含む4件を原案のとおり可決、「パワーハラスメント」撲滅を求める意見書」以下7件は否決され、第3回定例会は閉会した。

◇ 9月1日（木）【第1日】

市長提出議案31件の上程

小曾根議長の開会宣言に続いて事務局長からの諸般の報告の後、会期を9月1日から27日までの27日間と決め、会議録署名議員に鈴木（俊）、長谷川、三森各議員を指名した。

次に、「令和3年度前橋市一般会計決算認定について」以下31件の市長提出議案が上程され、戸塚副市長及び各所管部長から提案理由について説明が行われた。

続いて、2日から7日までの6日間を休会と決め、午後2時2分に散会した。

議事日程第1号

第3回定例会
令和4年9月1日（木）
午後1時開議

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 市長提出議案の上程

議案第68号 令和3年度前橋市一般会計決算認定について

議案第69号 令和3年度前橋市国民健康保険特別会計決算認定について

議案第70号 令和3年度前橋市後期高齢者医療特別会計決算認定について

議案第71号 令和3年度前橋市競輪特別会計決算認定について

議案第72号 令和3年度前橋市農業集落排水事業特別会計決算認定について

議案第73号 令和3年度前橋市介護保険特別会計決算認定について

議案第74号 令和3年度前橋市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計決算認定について

議案第75号 令和3年度前橋市新エネルギー発電事業特別会計決算認定について

- 議案第 76 号 令和 3 年度前橋市用地先行取得事業特別会計決算認定について
議案第 77 号 令和 3 年度前橋市産業立地推進事業特別会計決算認定について
議案第 78 号 令和 3 年度前橋市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
議案第 79 号 令和 3 年度前橋市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
議案第 80 号 令和 4 年度前橋市一般会計補正予算
議案第 81 号 令和 4 年度前橋市介護保険特別会計補正予算
議案第 82 号 前橋市職員の定年等に関する条例の改正について
議案第 83 号 前橋市一般職の職員の給与に関する条例の改正について
議案第 84 号 前橋市職員の退職手当に関する条例の改正について
議案第 85 号 地方公務員法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第 86 号 前橋市職員の育児休業等に関する条例の改正について
議案第 87 号 前橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正について
議案第 88 号 前橋市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例の改正について
議案第 89 号 前橋市営住宅管理条例の改正について
議案第 90 号 前橋市アーバンデザイン基金条例の制定について
議案第 91 号 工事請負契約の締結について（（仮称）福祉作業所新築建築工事）
議案第 92 号 工事請負契約の締結について（（仮称）夜間急病診療所新築建築工事）
議案第 93 号 物品の購入について（救助工作車）
議案第 94 号 物品の購入について（水槽付消防ポンプ自動車）
議案第 95 号 物品の購入について（消防ポンプ自動車ぎ装）
議案第 96 号 物品の購入について（大型液晶ディスプレイ以下 3 件）
議案第 97 号 財産の無償貸付けについて（ローズタウン F 地区北の一部）
報告第 7 号 交通事故に係る損害賠償の額の決定の専決処分について
（以上 31 件一括上程・説明）

第 4 休会の議決

◇ 9月8日(木) [第2日]

総括質問

横山、角田、阿部、中里、近藤(好)、笠原、市村、窪田、堤、岡田、新井美加各議員から総括質問が行われ、午後5時6分に延会した。

議事日程第2号

第3回定例会

令和4年9月8日(木)

午前10時開議

第1 総括質問

議案第68号から第97号まで、及び報告第7号
(以上31件等に対する総括質問)

総括質問一覧表

(9月8日) 1/2

令和4年第3回定例会

発言 順序	氏 名	通告 時間	件 名	要 旨
1	38 横山 勝彦 (一問一答)	3 5	1 前橋のまちづくりについて 2 まえばし暮らしテック推進事業 について 3 めぶくグラウンドについて 4 アーバンデザインファンド事業 について 5 プレミアム付商品券について	(1) 大学生との交流から学ぶもの (2) 大学連携における司令塔組織（高等教育振興） (3) 漫画（アニメ）の活用 (4) 千代田町中心拠点地区市街地再開発事業 (5) 図書館構想 (6) イケア出店計画 (1) 事業の現状 (2) 今後の進捗管理 (1) 出資 (2) 今後のスケジュール (1) 補助制度の概要 (2) 国の支援制度 (3) スケジュール (1) 事業の概要 (2) 前回との違い (3) 販売方法
2	24 角田 修一 (一問一答)	2 5	1 空き家対策について 2 エネルギー価格高騰について 3 2050 ゼロカーボンシティまえばし について 4 令和11年群馬国体について	(1) 空き家対策と支援 (2) 空き家の苦情対応 (3) 今後の空き家調査 (1) 本市の経済に及ぼす影響 (2) 市有施設の光熱水費の現状と課題 (1) 温室効果ガスの本市の現状 (2) 自己託送実証事業 (3) エネルギーの地産地消 (4) 省エネの市民啓発 (1) あかぎ国体の本市の施設整備状況 (2) 群馬国体に向けた施設整備 (3) 本市の国体の準備
3	37 阿部 忠幸 (一問一答)	3 5	1 令和3年度決算について 2 スポーツ振興について 3 教育行政について 4 機構改革について 5 地域の諸課題について	(1) 実質単年度収支 (2) 財政調整基金 (3) プライマリーバランス (4) 今後の財政運営 (1) スポーツ推進計画 (1) 市立前橋高校 (2) 調理場整備 (3) 給食費 (1) 子供政策 (2) 人権 (3) 市民スポーツ (4) カーボンニュートラル (1) 大胡ぐりーんふらわー牧場
4	25 中里 武 (一問一答)	3 7	1 地方創生臨時交付金活用による 支援策について 2 地域活動支援について	(1) これまでの交付金活用策 (2) プレミアム付商品券 (3) 自治体マイナポイント付与 (1) デジタル活用による地域づくり (2) 町社協設立の推進 (3) 地域活動の後押し
5	15 近藤 好枝 (一問一答)	2 5	1 公共施設の民間活力導入の問題 点について	(1) 荻窪公園のパークPFI (2) 前橋テルサ (3) ローズタウンF地区のサッカー場整備
6	27 笠原 久 (一問一答)	3 9	1 本市の財政状況について 2 予算の執行状況について 3 前橋水質浄化センター更新事業 について 4 農業政策について 5 ウクライナ避難民の現状につい て 6 地域防災について	(1) 令和3年度市債残高 (2) 市債残高の見込み (3) 今後の市債発行 (1) 令和4年度予算執行状況 (2) 令和3年度執行状況との比較 (3) 予算執行の考え方 (1) 基本的考え (2) 今後の予定 (1) 農業者人口の減少 (2) 新規就農者の推移 (3) 新規就農者の支援策 (4) 食料自給率向上 (1) 避難民の状況 (2) 住居 (3) 支援金 (1) 防災対策 (2) 自主防災会

総括質問一覧表

(9月8日) 2/2

令和4年第3回定例会

発言 順序	氏 名	通告 時間	件 名	要 旨
7	6 市村 均光 (一問一答)	2 6	1 教育行政について 2 新型コロナウイルス感染症対策について 3 マイナンバーカードを用いた保険証の利用について 4 地域の諸課題について	(1) P T A活動 (2) 学校外教育 (3) 不登校支援 (1) 学校現場 (2) 人事行政上の現状と課題 (3) 財政運営上の現状と課題 (1) 現状 (2) 課題 (3) 今後の取組 (1) 新ザスバ練習場周辺道路 (2) 蜂対策 (3) 小型獣の有害鳥獣対策
8	18 窪田 出 (一問一答)	3 9	1 コロナ禍における市政状況について 2 教育行政について 3 前橋市アーバンデザイン基金条例について	(1) 住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金 (2) 住民税非課税世帯の推移 (3) 市民税収入の状況 (4) 産業政策 (5) 生活困窮者自立支援制度の現状 (6) コロナ禍における移住状況 (7) 関係人口 (1) 教育進化のための改革ビジョン (2) 学校における働き方改革 (1) 基金運用 (2) アーバンデザインエリア (3) 中心市街地活性化との整合性
9	11 堤 波志芽 (一問一答)	2 6	1 学校教育について 2 暑さ対策について 3 中心市街地について	(1) G I G Aスクール構想 (2) 通学路 (1) 救急 (2) 学校 (1) 今後 (2) 前橋テルサ
10	36 岡田 修一 (複合)	2 0	1 障害者、高齢者の社会参加支援について 2 防災、減災と避難について 3 物価高騰と市民生活について 4 新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行対策について	(1) 障害者の就労支援 (2) 高齢者の通いの場 (1) ハザードマップを活用した避難支援 (2) 避難行動要支援者名簿の活用 (3) ペットの同行避難
11	29 新井 美加 (一問一答)	2 6	1 子育て施策について 2 マイナンバーカードの取得促進への取組について 3 市斎場の施設使用料金について 4 新前橋駅東口自転車通行空間整備について 5 地域の諸課題について	(1) 児童福祉法の一部改正 (2) 児童虐待 (3) ヤングケアラー (1) 自治体マイナポイント事業の概要 (2) 今後の展開 (1) 使用料金見直しの考え (2) 斎場施設の改修計画 (1) 自転車通行空間整備の現状 (2) 今後の整備の進め方 (1) 防災ワークショップ

◇ 9月9日（金）[第3日]

総括質問、委員会付託、付託省略議案の討論、表決、議員派遣

8日に引き続き、三森、高橋、長谷川、鈴木（数）、山田、大澤、吉田、中林、藤江、入澤、岡、浅井各議員から総括質問が行われた。

次に、上程中の議案のうち、第68号から第79号まで、以上12件は、さらに詳しく審査するため、各常任委員会に付託（付託議案は42ページ～45ページ参照）された。残る議案第80号から第97号まで、及び報告第7号、以上19件については、委員会付託が省略され、議案第80号、第92号及び第97号、以上3件について小林議員から反対討論が行われた。その後、表決の結果、議案第80号、第92号及び第97号、以上3件は賛成多数で可決された。残る議案第81号から第91号まで、第93号から第96号まで及び報告第7号、以上16件は賛成全員で原案のとおり可決、承認された。

続いて、県外先進地調査のための議員派遣1件が承認された後、10日から26日までの17日間を休会と決め、午後4時48分に散会した。

議事日程第3号

第3回定例会
令和4年9月9日（金）
午前10時開議

第1 総括質問

議案第68号から第97号まで、及び報告第7号

（以上31件等に対する総括質問・議案第68号から第79号まで各常任委員会付託、議案第80号から第97号まで、及び報告第7号委員会付託省略、討論、表決）

第2 議員派遣について

第3 休会の議決

総括質問一覧表

(9月9日) 1/2

令和4年第3回定例会

発言 順序	氏 名	通告 時間	件 名	要 旨
12	32 三森 和也 (一問一答)	2 5	1 安心安全なまちづくりについて 2 感染症対策について 3 本市職員の働き方について 4 実態把握に基づく施策展開について 5 物価高、燃料費高騰対策について	(1) 交通安全対策 (1) 世帯支援 (1) 公共職場環境改善 (2) 前橋市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 (1) 医療的ケア施策 (2) ヤングケアラー支援 (1) 前橋市高齢者支援配食サービスの取組
13	9 高橋 照代 (一問一答)	3 7	1 本市の土地利用について 2 子ども・子育て支援事業について 3 子供政策について	(1) 土地利用の現状 (2) 前橋農業振興地域整備計画 (3) 産業用地の現状と課題 (4) 開発許可基準の見直し (5) 今後の考え方 (1) 保育量の現状と課題 (2) 公立保育所の役割 (3) 公立保育所の施設更新 (4) 未就園児の保育 (5) 保育料の還付 (1) 情報のデータベース化 (2) スクールソーシャルワーカーの拡充 (3) 子供中心の組織編制
14	31 長谷川 薫 (一問一答)	2 4	1 新型コロナウイルス感染症対策の強化について 2 旧統一教会問題について 3 安倍元首相の国葬について	(1) 新規陽性者の全数把握の継続 (2) 新規陽性者の療養方針の判断基準の明確化 (3) 自宅療養者の病状悪化の実態把握と健康観察の強化 (4) 高齢者施設や小中学校のPCR検査体制強化 (5) 医療機関及び高齢者施設への支援の充実 (1) 旧統一教会及びその関連団体と本市との関係の実態把握と今後の対応 (2) 消費生活センターの靈感商法被害の相談実績と市民への注意啓発 (3) 相談窓口の設置 (1) 市長、副市長及び市幹部職員の国葬への出席中止 (2) 黙とうや半旗掲揚の市民、児童生徒への弔意表明要請の中止
15	22 鈴木 数成 (一問一答)	2 6	1 MaeMaasの取組について 2 まえばしシェアサイクル、コグベについて 3 企業立地の推進について 4 共創モデル実証プロジェクトについて 5 地域の諸課題について	(1) これまでの取組 (2) デジタル田園都市国家構想推進交付金 (1) 利用状況 (2) 今後の方向性 (1) 民間企業との連携による産業団地造成 (2) 幹線道路沿いの開発 (1) 国プロジェクトの趣旨 (2) 事業内容 (1) 群馬総社駅 (2) 産業団地 (3) 清里地区南北幹線 (4) 歴まち計画

総括質問一覧表

(9月9日) 2/2

令和4年第3回定例会

発言 順序	氏 名	通告 時間	件 名	要 旨
16	4 山田 秀明 (一問一答)	3 9	1 税制について 2 農地の適正利用について 3 公園事業について 4 燃油価格高騰対策支援金について 5 移住定住施策について	(1) たばこ税の税収状況 (2) 県内他市における喫煙スペース設置状況 (3) 喫煙スペース設置の考え方 (1) 農地パトロール (2) 農地の違反利用への対応 (3) 今後の課題 (1) 市内における都市公園の数 (2) 公園の維持管理費 (3) 今後の管理手法 (1) 事業の概要 (2) 施設数及び交付基準額 (3) 今後の予定 (1) 移住者の年齢層 (2) 地域との関わり合い (3) 移住相談会
17	3 大澤 智之 (一問一答)	2 4	1 防災対策について 2 デジタル田園都市国家構想について 3 ICカードの活用について 4 感染症対策について 5 健康長寿について	(1) 防災訓練の状況 (2) 市民への周知対策 (1) メタバース (2) ブロックチェーン (1) ノルベの進捗状況 (2) 利用状況及び市民サービスの拡充 (1) 支援物資の現状 (2) 今後の動向 (1) コロナ禍での対策 (2) 効果
18	1 吉田 直弘 (一問一答)	2 5	1 まえばし暮らしテック推進事業の問題点について 2 マイナンバーカード普及の問題点について 3 個人情報保護条例の廃止方針の撤回について	(1) 優先交渉権者の選定 (2) めぶくグラウンド (3) データ連携と匿名加工情報 (4) 地方自治の後退 (1) 自治体マイナポイント (1) 前橋市個人情報の保護に関する法律施行条例のパブリックコメント (2) 審査会の役割
19	33 中林 章 (一問一答)	2 0	1 新しい価値の創造都市について 2 学校部活動の地域移行について	(1) デジタル田園都市実現 (2) 企業誘致のための準備 (1) 本市教育委員会のスタンス (2) 本市市長部局のスタンス
20	16 藤江 彰 (一問一答)	2 0	1 産業政策について 2 農業政策について 3 まえばし暮らしテック推進事業について	(1) プレミアム付商品券 (2) 前橋の技術、ものづくり (1) ブランドの維持、育成 (1) 実装に向けた取組
21	7 入澤 繭子 (一問一答)	2 0	1 子供権利について 2 上毛電鉄の利用活性対策について 3 ばら園について	(1) 子供の意見反映 (1) キャッシュレス決済 (2) 赤城観光との連携 (1) 敷島公園・ばら園管理事業費 (2) ばら園 (3) 蚕糸記念館の在り方
22	8 岡 正己 (一問一答)	2 0	1 新しい価値の創造について 2 中心市街地について 3 文化芸術振興について	(1) 歴史まちづくり (1) まちなかのポイ捨て (2) 馬場川通りの改修計画 (1) アーツ前橋
23	35 浅井 雅彦 (一問一答)	2 0	1 アーツ前橋について 2 ふるさと納税について 3 前橋市アーバンデザイン基金条例について	(1) 運営方針 (2) 学芸員の育成 (3) 特別館長の選任 (1) 企業版ふるさと納税のこれまでの取組と実績 (2) 今後の取組 (1) 助成基準 (2) 民間主体のまちづくり

討 論 一 覧 表

(委員会付託省略議案)

令和4年9月9日

発言 順序	氏 名	賛 否	摘 要
1	23 小 林 久 子	反 対	議案第80号、第92号、 第97号

表 決 順 序 調 べ

(委員会付託省略議案)

令和4年9月9日

表決 順序	議 案 番 号	摘 要
1	議案第80号、第92号、第97号 (以上3件)	共 産 党 反 対
2	議案第81号から第91号まで、 第93号から第96号まで、報告第7号 (以上16件)	全 員 賛 成

◇ 9月27日（火）〔第4日〕

委員会の議案審査報告、討論、表決、市長提出追加議案の上程、表決、議会議案の上程、表決、意見書案の上程、表決、副議長選挙

事務局長から諸般の報告が行われた後、議事に入り、各常任委員会に付託された令和3年度各会計決算認定議案12件についての審査結果が、各委員長からいずれも可決及び認定すべきものと報告された。その後、議案第68号から第71号まで、第73号及び第76号から第79号まで、以上9件に対する反対討論が小林議員から、全議案に対する賛成討論が林、金井、宮崎、新井美咲子各議員から行われ、表決の結果、議案第68号から第71号まで、第73号及び第76号から第79号まで、以上9件は賛成多数で、議案第72号、第74号及び第75号、以上3件は賛成全員で可決及び認定された。

次に、公平委員会委員に千原好子さんを選任、人権擁護委員の候補者に田子智代さん、小淵喜代治さん、藤井久代さん、宮下雅夫さん、小暮正子さん、増田智之さん、山口智子さんを推薦したいとする人事議案、「令和4年度前橋市一般会計補正予算」の市長提出追加議案9件が上程され、提案理由の説明の後、表決の結果、いずれも賛成全員で同意及び可決された。

続いて、「前橋市議会会議規則の改正について」及び「前橋市議会傍聴規則の改正について」の議会議案2件が上程され、表決の結果、いずれも賛成全員で原案のとおり可決された。

次に、意見書案第24号「新型コロナウイルス感染症対策に係る国庫負担等の拡充を求める意見書」以下11件が上程され、表決の結果、意見書案第24号から意見書案第27号の4件については賛成多数で原案のとおり可決、意見書案第28号から第34号までの7件は賛成少数で否決された。

最後に、副議長の辞職に伴い選挙が行われた結果、須賀議員が投票により当選し、就任の挨拶があった後、前副議長である鈴木（数）議員から辞任の挨拶があり、午後3時39分に第3回定例会は閉会した。

議事日程第4号

第3回定例会
令和4年9月27日（火）
午後1時開議

第1 市長提出議案の付議

（議案第68号から第79号に対する各常任委員会審査報告・質疑、討論、表決）

第2 市長提出追加議案の上程

議案第98号 公平委員会の委員の選任について

議案第99号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第100号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第101号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第102号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第103号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第104号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第105号 人権擁護委員の候補者の推薦について
議案第106号 令和4年度前橋市一般会計補正予算
(以上9件一括上程・説明、質疑、討論、表決)

第3 議会議案の上程

議会議案第1号 前橋市議会会議規則の改正について
議会議案第2号 前橋市議会傍聴規則の改正について
(以上2件一括上程・説明、質疑、討論、表決)

第4 意見書案の上程

意見書案第24号 新型コロナウイルス感染症対策に係る国庫負担等の拡充を求める意見書
意見書案第25号 交通安全施設等整備事業の推進に関する意見書
意見書案第26号 児童養護施設退所後の支援の充実を求める意見書
意見書案第27号 マイナンバーカードを用いた保険証の利用負担軽減を求める意見書
意見書案第28号 「パワーハラスメント」撲滅を求める意見書
意見書案第29号 旧統一教会及び関連団体等との関わりを調査公表し、将来にわたって関係断絶を求める意見書
意見書案第30号 地域公共交通維持のための財政支援の拡充を求める意見書
意見書案第31号 軍事費の2倍化をやめ、憲法9条を生かした平和外交の強化を求める意見書
意見書案第32号 オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書
意見書案第33号 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書
意見書案第34号 75歳以上の医療費窓口負担2割化の中止を求める意見書
(以上11件一括上程・説明、質疑、討論、表決)

内 議
令和4年9月14日

議長 小曾根 英 明 様

建設水道常任委員会
委員長 窪 田 出
(公 印 省 略)

建設水道常任委員会審査報告書

本委員会に付託を受けた議案は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告いたします。

記

審 査 月 日 令和4年9月14日 (水)

議案 番号	件 名	議決の状況	議決の結果
68	令和3年度前橋市一般会計決算認定について	賛成多数	認定すべきもの
78	令和3年度前橋市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について	賛成多数	可決及び認定すべきもの
79	令和3年度前橋市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について	賛成多数	可決及び認定すべきもの

内 議
令和4年9月15日

議長 小曾根 英 明 様

総務常任委員会
委員長 豊 島 孝 男
(公 印 省 略)

総 務 常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託を受けた議案は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告いたします。

記

審 査 月 日 令和4年9月15日 (木)

議案 番号	件 名	議決の状況	議決の結果
68	令和3年度前橋市一般会計決算認定について	賛成多数	認定すべきもの
76	令和3年度前橋市用地先行取得事業特別会計決算認定について	賛成多数	認定すべきもの

内 議
令和4年9月16日

議長 小曾根 英 明 様

教育福祉常任委員会
委員長 小 淵 一 明
(公 印 省 略)

教育福祉常任委員会審査報告書

本委員会に付託を受けた議案は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告いたします。

記

審 査 月 日 令和4年9月16日 (金)

議案 番号	件 名	議決の状況	議決の結果
68	令和3年度前橋市一般会計決算認定について	賛成多数	認定すべきもの
69	令和3年度前橋市国民健康保険特別会計決算認定について	賛成多数	認定すべきもの
70	令和3年度前橋市後期高齢者医療特別会計決算認定について	賛成多数	認定すべきもの
73	令和3年度前橋市介護保険特別会計決算認定について	賛成多数	認定すべきもの
74	令和3年度前橋市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計決算認定について	賛成全員	認定すべきもの

内 議
令和4年9月20日

議長 小曾根 英 明 様

市民経済常任委員会
委員長 堤 波志芽
(公印省略)

市民経済常任委員会審査報告書

本委員会に付託を受けた議案は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告いたします。

記

審 査 月 日 令和4年9月20日 (火)

議案 番号	件 名	議決の状況	議決の結果
68	令和3年度前橋市一般会計決算認定について	賛成多数	認定すべきもの
71	令和3年度前橋市競輪特別会計決算認定について	賛成多数	認定すべきもの
72	令和3年度前橋市農業集落排水事業特別会計決算認定について	賛成全員	認定すべきもの
75	令和3年度前橋市新エネルギー発電事業特別会計決算認定について	賛成全員	認定すべきもの
77	令和3年度前橋市産業立地推進事業特別会計決算認定について	賛成多数	認定すべきもの

討 論 一 覧 表

(常任委員会付託議案)

令和4年9月27日

発言 順序	氏 名	賛 否	摘 要
1	23 小 林 久 子	反 対	第68号～第71号、第73号 第76号～第79号
2	13 林 幸 一	賛 成	第68号～第79号
3	28 金 井 清 一	賛 成	第68号～第79号
4	2 宮 崎 裕紀子	賛 成	第68号～第79号
5	17 新 井 美咲子	賛 成	第68号～第79号

表 決 順 序 調 べ

(常任委員会付託議案)

令和4年9月27日

表決 順序	議 案 番 号	摘 要
1	第68号から第71号まで、第73号、 第76号から第79号まで (以上9件)	共 産 党 反 対
2	第72号、第74号、第75号 (以上3件)	全 員 賛 成

意見書案一覧表

意見書案第24号	新型コロナウイルス感染症対策に係る国庫負担等の拡充を求める意見書
意見書案第25号	交通安全施設等整備事業の推進に関する意見書
意見書案第26号	児童養護施設退所後の支援の充実を求める意見書
意見書案第27号	マイナンバーカードを用いた保険証の利用負担軽減を求める意見書
意見書案第28号	「パワーハラスメント」撲滅を求める意見書
意見書案第29号	旧統一教会及び関連団体等との関わりを調査公表し、将来にわたって関係断絶を求める意見書
意見書案第30号	地域公共交通維持のための財政支援の拡充を求める意見書
意見書案第31号	軍事費の2倍化をやめ、憲法9条を生かした平和外交の強化を求める意見書
意見書案第32号	オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書
意見書案第33号	消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書
意見書案第34号	75歳以上の医療費窓口負担2割化の中止を求める意見書

意見書案第24号

令和4年9月27日提出

令和4年9月27日可決

提出者 市議会議員 阿部 忠幸
同 笠原 久
同 角田 修一
同 長谷川 薫

新型コロナウイルス感染症対策に係る国庫負担等の拡充を求める意見書

新型コロナウイルス感染症は、2019年12月に中国で初めて報告されてから2年以上が経過した今もなお世界的な流行を見せており、さきの第七波到来に際しては、新規感染者数が過去最多を更新するなど、全国的に甚大な影響を及ぼしている。

こうした状況の中、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費については、既存の感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱に基づき、感染症発生動向調査事業として国庫負担（補助）金の対象とされているが、対象経費に対する2分の1の地方負担等をはじめとして、感染症対策の長期化に伴い地方自治体の行財政運営に膨大な負担が生じている。

また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律にのっとり実施する新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査においては、保健所職員のみならず市職員を総動員して懸命にその対応に当たっているところである。これによる職員の心身の疲弊や本来業務への支障を抑制するためには、外部委託による人材の確保が急務となっているものの、こうした経費が増加の一途をたどっており、地方自治体が速やかに適切な体制構築を実現するためには、現場の実態に即した国の費用負担は欠かすことができない。

こうした状況から、感染症発生動向調査事業のうち新型コロナウイルス感染症に係る積極的疫学調査業務経費や行政検査として実施するPCR等検査経費などの新型コロナウイルス感染症対策経費については、関連する国庫負担（補助）の割合を引き上げるべきである。

よって、国においては、以下事項について強く求める。

記

- 1 感染症発生動向調査事業の国庫負担の割合を引き上げること。
- 2 保健所や発熱外来の逼迫を緩和するため、これまでもHER-SYS入力の簡素化、検査キットを活用した発熱外来自己検査などを進めている状況であるが、発熱外来のさらなる拡充などの追加策を講じること。
- 3 症状の軽い方々への対応のため、どこでも検査キットが手に入るよう、検査キットをOTC化（薬局・薬店・ドラッグストアなどで処方箋なしに購入できる）するとともに、健康フォローアップセンターを整備し、発熱外来自己検査体制をさらに強化すること。
- 4 高齢者施設における療養体制や、高齢者や重症化リスクのある方々を中心とした医療体制を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月 日
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
厚生労働大臣

前橋市議会議員 小曾根 英 明

意見書案第25号

令和4年9月27日提出

令和4年9月27日可決

提出者 市議会議員 角 田 修 一
同 阿 部 忠 幸
同 中 里 武

交通安全施設等整備事業の推進に関する意見書

千葉県八街市の市道で2021年6月28日、歩いて下校途中の市立朝陽小児童の列にトラックが突っ込み、男女5人が死傷する事故は記憶に新しい。

この事故を受け、文部科学省、国土交通省、警察庁連携の全国市町村立小学校の通学路における合同点検の要請を受け実施された。

教育委員会・学校、PTA、道路管理者、警察などによる危険箇所点検結果では、全国の通学路の対策必要箇所は7万6,404か所と公表している。

しかし、本市においても、通学路等において、交通量が多いにもかかわらず、消えそうな横断歩道が多く見受けられることや信号機、ガードレール設置も進んでいないのが現状である。

「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」では、その目的として、道路における交通環境の改善を行い、もって交通事故の防止を図り、あわせて交通の円滑化に資することとし、信号機、道路標識、ガードレール等の柵の設置等を実施するため、費用の全部または一部を国が負担し、または補助により設置促進を図っている。

交通安全施設等整備事業の推進により、守れる命を守るための交通安全施設整備等を一層強力に推進していく必要がある。

よって、国においては、交通信号機の新設や道路標識の設置・改修等、道路の交通安全対策予算拡充について強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月 日
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
文部科学大臣
国土交通大臣

前橋市議会議員 小曾根 英 明

意見書案第26号

令和4年9月27日提出

令和4年9月27日可決

提出者 市議会議員 角 田 修 一
同 宮 崎 裕 紀 子
同 中 里 武

児童養護施設退所後の支援の充実を求める意見書

保護者のない児童、虐待されている児童などが入所する児童養護施設で育った子供らの自立支援において、2022年児童福祉法が改正され18歳上限の撤廃が決まった。施設などに在籍し進学や就職の準備期間を長く取れるようになるが、施設の事情などで在席延長ができずに自立を迫られる子も多く、支援策のさらなる拡充が求められている。

施設などを離れたいわゆるケアリーパーは、社会経験が少ない中で退所後すぐに独り立ちをして新生活を送らなければならない。前橋市では自立生活支援金として20万円を支給しているが、自治体や地域ごとに支援内容に差がある。住宅の確保においては保証人がなく契約ができなかったり、体力的・精神的な理由で退学や離職に追い込まれたり、頼れる人がいなかったりと、生活を続けていくには厳しい状況にあり、困窮し孤立に陥りやすい。

国は児童養護施設を退所する若者が早急に社会に定着できるよう、退所後の新生活支度金等の給付や職業教育、公営住宅の優先利用など住居の確保のための支援充実、相談できるアフターケア事業、就職活動が円滑に進むよう民間企業への支援施策などを講じるべきである。特に今般の新型コロナウイルス感染症蔓延により経済が疲弊する中で、児童養護施設退所者は厳しい状況に置かれ続けており、喫緊の対応が必要である。

よって、国においては、児童養護施設退所後の支援の充実を行うよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月 日
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
厚生労働大臣

前橋市議会議員 小曾根 英 明

意見書案第 27 号

令和 4 年 9 月 27 日提出

令和 4 年 9 月 27 日可決

提出者 市議会議員 阿部 忠幸
同 笠原 久
同 角田 修一

マイナンバーカードを用いた保険証の利用負担軽減を求める意見書

令和 4 年度診療報酬改定により 4 月 1 日からマイナンバーカードの保険証（以下「マイナ保険証」という。）対応システムを導入済みの医療機関や薬局を利用した際、マイナ保険証でも従来の保険証利用でも診療報酬が加算されるようになった。

マイナ保険証の対応システムが導入されていない医療機関等では追加負担は生じないという状況にもかかわらず、マイナ保険証利用の場合では、患者の窓口負担（3 割）に初診で 21 円、再診 12 円、調剤 9 円が加算され、また、従来の保険証利用でも初診 9 円、調剤 3 円の加算となっている。

これについては、既に、10 月から初診ではマイナ保険証利用で 6 円（-15 円）、従来の保険証利用で 12 円（+3 円）、調剤については、マイナ保険証利用で 3 円（-6 円）、従来の保険証利用で 9 円（+6 円）、また、再診時の加算は廃止とする決定がされている。

しかしながら、マイナ保険証導入により患者自身が健診や薬剤情報の確認、医師との情報共有など、よりよい医療や健康管理につながるメリットはあるものの、診療報酬加算そのものの説明も不十分であるため、追加加算の理解が十分にされないまま患者負担の増につながっているものである。さらに、従来の保険証利用者は、単に、追加負担が生じている状況である。

よって、国においては、マイナ保険証利用のメリットについて丁寧な周知、広報の取組を進めるとともに、加算措置についてさらなる負担軽減に向けた取組の強化を求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 9 月 日
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
厚生労働大臣

前橋市議会議員 小曾根 英 明

意見書案第28号

令和4年9月27日提出

令和4年9月27日否決

提出者 市議会議員 角 田 修 一
同 三 森 和 也
同 中 里 武

「パワーハラスメント」撲滅を求める意見書

厚生労働省が公表している、令和3年度「過労死等の労災補償状況」のうち、精神障害に関する事案の労災補償状況については、請求件数は2,346件で前年度比295件の増加となっている。

そのうち、支給決定件数は629件で前年度比21件の増加、仕事が理由で鬱病や適応障害などの精神障害となり、労災認定された人は1983年度に調査を始めて以来、過去最多となった。

精神を病んだことを理由にした労災の申請件数も2021年度に2,300件を超え、17年度に比べて1.3倍に増えている。そして、精神障害の認定理由で最も多かったのは、上司から身体的、精神的な攻撃を受ける「パワーハラスメント」で、125人。この内12人が自殺であった。

2022年4月、中小企業でも「パワハラ防止法」が義務化され、相談体制の整備やパワハラ行為に対する厳正な対処を求めている。しかし、労務管理のノウハウに乏しい企業もあり、パワハラと指導の線引きに戸惑う例もある。

だが、働く人の人格や尊厳を傷つける行為は許されるはずがない。国は、パワーハラスメントに当たるとどうかの判断事例を明確に周知し、パワハラ行為を減らす対応が急務である。

よって、国においては、企業の担当者向け研修の充実や、パワーハラスメントの様々な具体例の周知徹底、そして国と企業が協力して安心して働ける職場作りに向けた取組を要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月 日
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
厚生労働大臣

前橋市議会議員 小曾根 英 明

意見書案第29号

令和4年9月27日提出

令和4年9月27日否決

提出者 市議会議員 長谷川 薫
同 近藤 好枝
同 小林 久子
同 吉田 直弘

旧統一教会及び関連団体等との関わりを調査公表し、
将来にわたって関係断絶を求める意見書

安倍元首相が銃撃された事件に端を発し、世界平和統一家庭連合（旧統一教会）と政治との癒着、その深い関係が次々と明らかになっている。政治と統一教会の癒着は、民主主義の根幹に関わる重大問題である。旧統一教会は、霊感商法や無理な献金、合同結婚式など様々な社会問題を起こした反社会的なカルト集団であり、多くの関連団体をつくり、あたかも慈善事業を装い、様々な手口で国民に接近し多大な被害を及ぼしてきた団体である。

文化庁が、2015年に旧統一教会の正式名称を「世界基督教統一神霊協会」から「世界平和統一家庭連合」への名称変更を認証したことが、被害を拡大させたことは明らかである。

政治家や政府、地方自治体が、旧統一教会及び関連団体のイベントなどに参加や後援を行い、さらには選挙活動の支援を要請するなどの行為は、これら団体の活動に対してお墨つきを与えるものであり、過去に遡って関係を断ち切る毅然とした行動が求められている。

よって、国は、旧統一教会及び関連団体との関係を将来にわたって断つため、以下の対応を取るよう求めるものである。

記

- 1 政治家及び国、地方自治体は、旧統一教会及び関連団体とのこれまでの関係を明確に調査し、公表すること。
- 2 旧統一教会による反社会的行為並びに国民の被害実態を調査し、公表すること。
- 3 文化庁が旧統一教会の名称変更を認めた経緯を全面的に公開すること。
- 4 旧統一教会及び関連団体に今後一切関与しない毅然とした対応を取るとともに、政治家及び地方自治体に対しても同様の要請をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月 日
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
文部科学大臣

前橋市議会議員 小曾根 英 明

意見書案第30号

令和4年9月27日提出

令和4年9月27日否決

提出者 市議会議員 角 田 修 一
同 三 森 和 也
同 大 澤 智 之
同 宮 崎 裕 紀 子

地域公共交通維持のための財政支援の拡充を求める意見書

公共交通は、現在の国民生活及び経済活動にとって不可欠な基盤である。国の法制度として交通政策基本法、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等が制定され、地域公共交通を維持するための制度が少しずつ充実しつつある。

一方で、JR東日本が、利用者の少ないローカル線の線区別収支を初めて公表した。1日1キロメートル当たりの平均利用者が2,000人未満の35路線66区間が対象で、2019年度は全て赤字だったことを公表した。

これらの路線の営業キロ数は、JR東日本の在来線の3分の1に当たり、合計の赤字額は、年693億円に達している。

また、JR九州、北海道、四国の3社においては、人口減とマイカーの普及で、ローカル線の利用者が減っており、さらに深刻になっている。

人口減少・少子高齢化の進展、限界集落やいわゆる「買い物弱者」など地域コミュニティの崩壊、地球温暖化など環境問題への対応など、公共交通が果たすべき役割は、ますます重要になっている。だが、地域の足をどう守っていくのか、鉄道会社だけでなく、地元自治体や国が積極的に関与し、現実的な解決策を検討すべきである。

欧米での公共交通に対する公的補助は、経営の問題よりも持続可能な都市計画とされており、補助金割合が50%を超えるケースも多く見られ、公共交通の利便性を向上させている。

公共交通がその機能を十分に維持するには、公共交通に対する財政支援の拡充が求められる。

よって、国においては、地域公共交通維持のため、財政支援措置の拡充を強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月 日
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
国土交通大臣

前橋市議会議員 小曾根 英 明

意見書案第31号

令和4年9月27日提出

令和4年9月27日否決

提出者 市議会議員 長谷川 薫
同 近藤 好枝
同 小林 久子
同 吉田 直弘

軍事費の2倍化をやめ、憲法9条を生かした平和外交の強化を求める意見書

今、政府はロシアの無法なウクライナ侵略や中国や北朝鮮の軍備増強を念頭に、今後5年以内に軍事費を国内総生産（GDP）比2%以上、現行予算の2倍、11兆円以上に増額する大軍拡方針を6月7日に閣議決定した。しかも、これまでの「専守防衛」を大きく逸脱した「敵基地攻撃能力（反撃能力）」の保有を目指して、極超音速のミサイルや無人兵器など最先端技術の攻撃型兵器を導入しようとしている。

このような中、防衛省は来年度2023年度の概算要求を過去最大の5兆5,947億円としており、年末の予算編成段階では6兆円半ばまでの増額を目指している。しかも、その財源を確保するために、庶民への増税や社会保障のさらなる削減を行うことになれば、物価高騰で苦しむ国民生活を一層困窮させるものになりかねない。

そもそも、「軍事力」に「軍事力」で対抗する姿勢は、際限のない軍拡競争の悪循環に陥り、戦争への危険を拡大させることは明らかである。

今日本の政治に求められている役割は、戦争を引き起こさないために外交努力を尽くすことである。今こそ政府は、1967年の設立以来、国家間で東南アジア友好協力条約（TAC）を締結して紛争を戦争にさせないための外交的努力を堅持してきた東南アジア諸国連合（ASEAN）の取組に学ぶべきである。

既にASEAN10か国は、「日本・米国・中国・ロシアなど8か国が参加する東アジアサミットをさらに強化した東アジア規模の友好協力条約を締結する構想であるASEANインド太平洋構想（AOIP）」を採択している。この構想を日本政府が積極的に推進し、北東アジアに国連憲章と国際法に基づく平和の地域協力の枠組みを構築すべきである。

よって、国は、日本に戦火を呼び込み、アジアに軍事的緊張をもたらす軍事費の2倍化をやめて、憲法第9条の精神を生かした平和外交を強化することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月 日
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
財務大臣

前橋市議会議員 小曾根 英 明

意見書案第32号

令和4年9月27日提出

令和4年9月27日否決

提出者 市議会議員 角 田 修 一
同 三 森 和 也
同 大 澤 智 之
同 宮 崎 裕 紀 子

オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の収束がいまだに見通せない中、地方議会では、議員や関係者の新型コロナウイルス感染や濃厚接触者等により、議場に参集することができず、議会を開催できないなどの事態が発生し、首長の専決処分を漫然と許すこととなり、議会不要論が増幅することは想像に難くない。

コロナ禍が収束しない状況で、また、いつ起きるか分からない災害等を想定し、いまだにオンライン本会議を実用化できないことに対して、住民への合理的な説明責任を果たすことが自治体の現場ではできない。

さらに、少子高齢化社会が到来する中で、妊娠、出産、育児や介護、自らの疾病によって容易に外出できない議員でも職責が果たせるよう、自宅から議案審議、表決に参画できる手段が、議員の多様性確保の観点からも求められている。

よって、国においては、本会議への出席、議決をオンラインによっても可能とする地方自治法の速やかな改正を改めて強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

総務大臣

前橋市議会議員 小曾根 英 明

意見書案第33号

令和4年9月27日提出

令和4年9月27日否決

提出者 市議会議員 長谷川 薫
同 近藤 好枝
同 小林 久子
同 吉田 直弘

消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書

コロナ禍、物価高騰、ウクライナ危機が日本経済に影響を与え、営業と暮らしが深刻な状況に追い込まれている。このような中、2023年10月からインボイス制度（適格請求書保存方式）が実施されようとしている。

これまで1,000万円以下であれば消費税の納税は免除されていたが、インボイス登録事業者になれば売上高にかかわらず納税義務が発生することに加え、発行する請求書の様式変更、システムの入替え、改修などの多大な実務、経費の負担が生じることとなる。消費税免税事業者はインボイスが発行できないため、課税事業者との取引から排除され、廃業を余儀なくされる懸念がある。

財務省はインボイス制度の導入で新たに161万人の免税事業者が課税事業者となり、消費税を引き上げなくても、2,480億円の増収になると試算している。同制度の導入は、長引くコロナ禍によって打撃を受けている事業者に追い打ちをかけ、地域経済の再生を阻害しかねない。インボイス制度について、業界団体や税理士団体なども「中止」「凍結」を求める声が上がっている。

よって、国に対し、中小企業、小規模事業者の事業継続と再生、ひいては地域経済の振興のため、消費税インボイス制度の実施中止を強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月 日
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
財務大臣

前橋市議会議員 小曾根 英 明

意見書案第34号

令和4年9月27日提出

令和4年9月27日否決

提出者 市議会議員 長谷川 薫
同 近藤 好枝
同 小林 久子
同 吉田 直弘

75歳以上の医療費窓口負担2割化の中止を求める意見書

2021年6月4日参議院本会議で、いわゆる75歳以上医療費窓口負担2割化法（健康保険法一部改正）が可決された。この法律により今年10月から後期高齢者医療制度加入者のうち単身世帯年収200万円以上、夫婦世帯320万円以上の合わせて約370万人（全体の約20%）が現行の1割から2割負担となる。

75歳以上に2割負担を導入することは、2008年に発足した後期高齢者医療制度の大原則を覆すものである。制度開始後、当時の麻生太郎首相は、原則1割負担について「高齢者が心配なく医療を受けられる仕組み」だと国会で説明し、「ぜひ維持したい」と表明した。

75歳以上は年金収入が主なものであり、収入が少ないのに年齢が進むにつれて複数の診療科や医療機関を受診せざるを得ず、回数も増えるため年収に対する窓口負担割合では、40～50代の2～6倍近い負担をしているのが実態である。

高齢者の負担は医療窓口だけではなく、介護保険でも既に利用料の2割負担が一定所得以上で行われている。医療や介護の保険料も増加の一途であり、介護保険の2割負担開始後、介護サービスを中止した人が少なくない。医療でも病院に通うのを諦める人が続出しかねない。早期発見・治療の遅れで重症化すれば、逆に医療費は膨らむことになる。

先進国では、医療費の窓口負担は無料が当たり前であり、日本医師会はコロナ禍での受診控えで高齢者の健康への影響が懸念される中での窓口負担増については、「さらなる受診控えを生じさせかねない。高齢者に追い打ちをかけるべきでない」と指摘している。

よって、政府に対し、新型コロナウイルスから高齢者をはじめ国民の命と健康を守る体制の強化が何より急がれるときに、それに逆行する75歳以上の医療費窓口負担2割化を中止するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月 日
内閣総理大臣 あて
厚生労働大臣

前橋市議会議員 小曾根 英 明

◇ 会 議 結 果

令和4年第3回定例会

1 開 会 令和4年9月 1日

2 閉 会 令和4年9月27日

3 会 期 27日間

4 会議時間

9月 1日 午後0時57分から午後2時 2分まで

9月 8日 午前9時58分から午後5時 6分まで

9月 9日 午前9時57分から午後4時48分まで

9月27日 午後0時59分から午後3時39分まで

5 出席議員

第1日（9月 1日） 出席38人 欠席0人

第2日（9月 8日） 出席38人 欠席0人

第3日（9月 9日） 出席38人 欠席0人

第4日（9月27日） 出席38人 欠席0人

6 会議状況

件 名	議決年月日	議決の結果
○会期の決定 9月1日（木）～ 9月27日（火）	4. 9. 1	27日間
○会議録署名議員の指名	4. 9. 1	鈴木 俊司 長谷川 薫 三森 和也
○副議長の選挙	4. 9.27	当選人 須賀 博史
○議会議案の上程		
議会議案第 1号 前橋市議会会議規則の改正について	4. 9.27	可 決
議会議案第 2号 前橋市議会傍聴規則の改正について	〃	〃
○市長提出議案の上程		
議案第 68号 令和3年度前橋市一般会計決算認定について	4. 9.27	認 定
議案第 69号 令和3年度前橋市国民健康保険特別会計決算認定について	〃	〃
議案第 70号 令和3年度前橋市後期高齢者医療特別会計決算認定について	〃	〃
議案第 71号 令和3年度前橋市競輪特別会計決算認定について	〃	〃
議案第 72号 令和3年度前橋市農業集落排水事業特別会計決算認定について	〃	〃

件名	議決年月日	議決の結果
議案第 73号 令和3年度前橋市介護保険特別会計決算認定について	4. 9. 27	認 定
議案第 74号 令和3年度前橋市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計決算認定について	〃	〃
議案第 75号 令和3年度前橋市新エネルギー発電事業特別会計決算認定について	〃	〃
議案第 76号 令和3年度前橋市用地先行取得事業特別会計決算認定について	〃	〃
議案第 77号 令和3年度前橋市産業立地推進事業特別会計決算認定について	〃	〃
議案第 78号 令和3年度前橋市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について	〃	可決及び認定
議案第 79号 令和3年度前橋市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について	〃	〃
議案第 80号 令和4年度前橋市一般会計補正予算	4. 9. 9	可 決
議案第 81号 令和4年度前橋市介護保険特別会計補正予算	〃	〃
議案第 82号 前橋市職員の定年等に関する条例の改正について	〃	〃
議案第 83号 前橋市一般職の職員の給与に関する条例の改正について	〃	〃
議案第 84号 前橋市職員の退職手当に関する条例の改正について	〃	〃
議案第 85号 地方公務員法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	〃	〃
議案第 86号 前橋市職員の育児休業等に関する条例の改正について	〃	〃
議案第 87号 前橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正について	〃	〃
議案第 88号 前橋市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例の改正について	〃	〃
議案第 89号 前橋市営住宅管理条例の改正について	〃	〃
議案第 90号 前橋市アーバンデザイン基金条例の制定について	〃	〃
議案第 91号 工事請負契約の締結について（（仮称）福祉作業所新築建築工事）	〃	〃
議案第 92号 工事請負契約の締結について（（仮称）夜間急病診療所新築建築工事）	〃	〃
議案第 93号 物品の購入について（救助工作車）	〃	〃
議案第 94号 物品の購入について（水槽付消防ポンプ自動車）	〃	〃
議案第 95号 物品の購入について（消防ポンプ自動車ぎ装）	〃	〃
議案第 96号 物品の購入について（大型液晶ディスプレイ以下3件）	〃	〃
議案第 97号 財産の無償貸付けについて（ローズタウンF地区北の一部）	〃	〃
議案第 98号 公平委員会の委員の選任について	4. 9. 27	同 意
議案第 99号 人権擁護委員の候補者の推薦について	〃	〃
議案第100号 人権擁護委員の候補者の推薦について	〃	〃
議案第101号 人権擁護委員の候補者の推薦について	〃	〃

議案第102号	人権擁護委員の候補者の推薦について	4. 9. 27	同 意
議案第103号	人権擁護委員の候補者の推薦について	〃	〃
議案第104号	人権擁護委員の候補者の推薦について	〃	〃
議案第105号	人権擁護委員の候補者の推薦について	〃	〃
議案第106号	令和4年度前橋市一般会計補正予算	〃	可 決
報告第7号	交通事故に係る損害賠償の額の決定の専決処分について	4. 9. 9	承 認
○意見書案の上程			
意見書案第24号	新型コロナウイルス感染症対策に係る国庫負担等の拡充を求める意見書	4. 9. 27	可 決
意見書案第25号	交通安全施設等整備事業の推進に関する意見書	〃	〃
意見書案第26号	児童養護施設退所後の支援の充実を求める意見書	〃	〃
意見書案第27号	マイナンバーカードを用いた保険証の利用負担軽減を求める意見書	〃	〃
意見書案第28号	「パワーハラスメント」撲滅を求める意見書	〃	否 決
意見書案第29号	旧統一教会及び関連団体等との関わりを調査公表し、将来にわたって関係断絶を求める意見書	〃	〃
意見書案第30号	地域公共交通維持のための財政支援の拡充を求める意見書	〃	〃
意見書案第31号	軍事費の2倍化をやめ、憲法9条を生かした平和外交の強化を求める意見書	〃	〃
意見書案第32号	オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書	〃	〃
意見書案第33号	消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書	〃	〃
意見書案第34号	75歳以上の医療費窓口負担2割化の中止を求める意見書	〃	〃
○議員派遣について		4. 9. 9	承 認

—— 常 任 委 員 会 ——

◇ 総務常任委員会

日時・場所 9月9日(金) 議会運営委員会室
開議 午後4時52分 散会 午後4時59分
出席委員 豊島委員長、市村副委員長、高橋、藤江、富田、小林、角田、新井美加、横山各委員

1 決算審査の運営について

本日の本会議で付託された議案の委員会運営について、協議された。

審査日程及び審査事項は、別紙常任委員会決算審査日程表(43ページ参照)のとおり確認され、運営については、別紙常任委員会決算審査運営要項(41ページ参照)のとおり行うこととされた。

また、会議時間については、おおむね午後5時までとなっていること及び通常行っている12時と3時の休憩に加え、新型コロナウイルス感染症対策として審査時間が1時間経過するごとに5分程度の換気休憩を入れることについて、委員長より各委員に協力の要請があった。

次に、発言の申出、市長及び監査委員に答弁を求めたい旨の申出は、審査日の2日前(9月13日)までに正副委員長に申出を行うものとなっているが、本日申出を受けることで了承された。

発言の申出については、委員長を除く8人の委員からあり、発言順序については正副委員長に一任され、委員長案のとおり決定された。

なお、市長及び監査委員に答弁を求めたい旨の申出はなかった。

続いて、マイボトルの持込みによる水分補給について、委員長より各委員に伝えられた。

×

×

日時・場所 9月15日(木) 第一委員会室
開議 午前 9時56分 休憩 午前11時 2分
再開 午前11時 7分 休憩 午前11時59分
再開 午後 0時57分 休憩 午後 2時 3分
再開 午後 2時 9分 休憩 午後 3時 3分
再開 午後 3時29分 散会 午後 4時25分
出席委員 豊島委員長、市村副委員長、高橋、藤江、富田、小林、角田、新井美加、横山各委員

9月9日の本会議において付託を受けた議案2件(43ページ参照)について、委員長を除く8人の委員から質疑が行われ、表決の結果、別紙総務常任委員会審査報告書(14ページ参照)のとおり決まった。

◇ 教育福祉常任委員会

日時・場所 9月9日(金) 第一委員会室
開議 午後4時51分 散会 午後4時56分
出席委員 小渕委員長、山田副委員長、入澤、林、新井美咲子、須賀、金井、長谷川、三森、中林各委員

1 決算審査の運営について

本日の本会議で付託された議案の委員会運営について、協議された。

審査日程及び審査事項は、別紙常任委員会決算審査日程表(44ページ参照)のとおり確認され、運営については、別紙常任委員会決算審査運営要項(41ページ参照)のとおり行うこととされた。

また、会議時間については、おおむね午後5時までとなっていること及び通常行っている12時と3時の休憩に加え、新型コロナウイルス感染症対策として審査時間が1時間経過するごとに5分程度の換気休憩を入れることについて、委員長より各委員に協力の要請があった。

次に、発言の申出、市長及び監査委員に答弁を求めたい旨の申出は、審査日の2日前(9月14日)までに正副委員長に申出を行うものとなっているが、本日申出を受けることで了承された。

発言の申出については、委員長を除く9人の委員からあり、発言順序については正副委員長に一任され、委員長案のとおり決定された。

なお、市長及び監査委員に答弁を求めたい旨の申出はなかった。

続いて、マイボトルの持込みによる水分補給について、委員長より各委員に伝えられた。

×

×

日時・場所 9月16日(金) 第一委員会室
開議 午前 9時56分 休憩 午前10時50分
再開 午前10時55分 休憩 午前11時54分
再開 午後 0時52分 休憩 午後 1時50分
再開 午後 1時55分 休憩 午後 2時58分
再開 午後 3時24分 休憩 午後 4時25分
再開 午後 4時30分 散会 午後 5時17分
出席委員 小渕委員長、山田副委員長、入澤、林、新井美咲子、須賀、金井、長谷川、三森、中林各委員

9月9日の本会議において付託を受けた議案5件(44ページ参照)について、委員長を除く9人の委員から質疑が行われ、表決の結果、別紙教育福祉常任委員会審査報告書(15ページ参照)のとおり決まった。

◇ 市民経済常任委員会

日時・場所 9月9日(金) 第二委員会室
開議 午後4時50分 散会 午後4時55分
出席委員 堤委員長、佐藤副委員長、吉田、宮崎、岡、近藤(登)、中里、浅井、阿部各委員

1 決算審査の運営について

本日の本会議で付託された議案の委員会運営について、協議された。

審査日程及び審査事項は、別紙常任委員会決算審査日程表(45ページ参照)のとおり確認され、運営については、別紙常任委員会決算審査運営要項(41ページ参照)のとおり行うこととされた。

また、会議時間については、おおむね午後5時までとなっていること及び通常行っている12時と3時の休憩に加え、新型コロナウイルス感染症対策として審査時間が1時間経過するごとに5分程度の換気休憩を入れることについて、委員長より各委員に協力の要請があった。

次に、発言の申出、市長及び監査委員に答弁を求めたい旨の申出は、審査日の2日前(9月15日)までに正副委員長に申出を行うものとなっているが、本日申出を受けることで了承された。

発言の申出については、委員長及び監査委員(近藤(登)委員)を除く7人の委員からあり、発言順序については正副委員長に一任され、委員長案のとおり決定された。

なお、市長及び監査委員に答弁を求めたい旨の申出はなかった。

続いて、マイボトルの持込みによる水分補給について、委員長より各委員に伝えられた。

×

×

日時・場所 9月20日(火) 第一委員会室
開議 午前 9時55分 休憩 午前10時55分
再開 午前10時59分 休憩 午後 0時
再開 午後 0時57分 休憩 午後 1時57分
再開 午後 2時 4分 休憩 午後 3時 1分
再開 午後 3時26分 散会 午後 4時39分
出席委員 堤委員長、佐藤副委員長、吉田、宮崎、岡、近藤(登)、中里、浅井、阿部各委員

9月9日の本会議において付託を受けた議案5件(45ページ参照)について、委員長及び監査委員(近藤(登)委員)を除く7人の委員から質疑が行われ、表決の結果、別紙市民経済常任委員会審査報告書(16ページ参照)のとおり決まった。

◇ 建設水道常任委員会

日時・場所 9月9日(金) 第三委員会室
開議 午後4時52分 散会 午後4時56分
出席委員 窪田委員長、小岩井副委員長、大澤、近藤(好)、鈴木(数)、笠原、鈴木(俊)、石塚、岡田各委員

1 決算審査の運営について

本日の本会議で付託された議案の委員会運営について、協議された。

審査日程及び審査事項は、別紙常任委員会決算審査日程表(42ページ参照)のとおり確認され、運営については、別紙常任委員会決算審査運営要項(41ページ参照)のとおり行うこととされた。

また、会議時間については、おおむね午後5時までとなっていること及び通常行っている12時と3時の休憩に加え、新型コロナウイルス感染症対策として審査時間が1時間経過するごとに5分程度の換気休憩を入れることについて、委員長より各委員に協力の要請があった。

次に、発言の申出、市長及び監査委員に答弁を求めたい旨の申出は、審査日の2日前(9月12日)までに正副委員長に申出を行うものとなっているが、本日申出を受けることで了承された。

発言の申出については、委員長及び監査委員(鈴木(俊)委員)を除く7人の委員からあり、発言順序については正副委員長に一任され、委員長案のとおり決定された。

なお、市長及び監査委員に答弁を求めたい旨の申出はなかった。

続いて、マイボトルの持込みによる水分補給について、委員長より各委員に伝えられた。

×

×

日時・場所 9月14日(水) 第一委員会室
開議 午前 9時55分 休憩 午前10時54分
再開 午前10時59分 休憩 午後 0時 4分
再開 午後 1時 2分 休憩 午後 2時 1分
再開 午後 2時 7分 散会 午後 2時45分
出席委員 窪田委員長、小岩井副委員長、大澤、近藤(好)、鈴木(数)、笠原、鈴木(俊)、石塚、岡田各委員

9月9日の本会議において付託を受けた議案3件(42ページ参照)について、委員長及び監査委員(鈴木(俊)委員)を除く7人の委員から質疑が行われ、表決の結果、別紙建設水道常任委員会審査報告書(13ページ参照)のとおり決まった。

—— 議 会 運 営 委 員 会 ——

日時・場所 9月1日(木) 第一委員会室
開議 午前10時29分 散会 午前10時33分
出席委員 須賀委員長、富田副委員長、角田、中里、笠原、鈴木(俊)、長谷川、阿部各委員
当局出席者 戸塚副市長、総務部長、秘書広報、行政管理各課長

1 議事日程第1号について

(1) 会期の決定

会期は、本日から27日までの27日間とすることで確認された。

(2) 会議録署名議員の指名

会議録署名議員については順番により、30番・鈴木(俊)議員、31番・長谷川議員、32番・三森議員の3名を指名する予定で確認された。

(3) 市長提出議案の上程

議案第68号から第97号まで、及び報告第7号、以上31件を一括上程し、初めに、市長の欠席に伴い戸塚副市長が代理で令和3年度各会計決算認定議案の説明を行いたいとの申出があり、続いて、その他の各議案の説明について、所管部長から順次説明される予定で確認された。

なお、総務部長から当局の説明所要時間はおおむね62分との報告があった。

(4) 休会の議決

議事の都合上、2日から7日までの6日間を休会とすることで確認された。

2 その他

(1) 総括質問について

別紙総括質問時間割(38ページ参照)のとおり23名から通告があり確認された。

なお、質問事項の通告は、本日午後4時までに申し出ることとされた。

また、質問事項に重複等があった場合の変更については、2日午後4時までに申し出ることとされた。

(2) 議案の委員会付託について

従前同様の取扱いとし、決算認定についての12議案を各常任委員会に分割付託することで確認された。

その他の議案については、従前同様、委員会への付託は省略することで確認された。

(3) 請願・意見書案について

請願については提出がなく、意見書案は、議長案を除き11件の提出があり、提出された意見書案の取扱いについては従前同様、各会派に持ち帰り、次期議会運営委員会で各会派の検討結果を報告することとされた。

また、起草委員会は12日午前10時から開催することとされ、起草委員についても次期議会運営委員会で氏名を報告することとされた。

(4) 次期議会運営委員会の日程について

9月8日(木)午前9時から行うこととされた。

令和4年第3回定例会
総括質問時間割

月日	順序	議席	議員	通告時間	備考
9月8日 (木)	1	38	横山 勝彦	35分	
	2	24	角田 修一	25分	
	3	37	阿部 忠幸	35分	
	4	25	中里 武	37分	
					休憩予定
	5	15	近藤 好枝	25分	
	6	27	笠原 久	39分	
	7	6	市村 均光	26分	
	8	18	窪田 出	39分	
					休憩予定
	9	11	堤 波志芽	26分	
10	36	岡田 修一	20分		
11	29	新井 美加	26分		
9月9日 (金)	12	32	三森 和也	25分	
	13	9	高橋 照代	37分	
	14	31	長谷川 薫	24分	
	15	22	鈴木 数成	26分	
					休憩予定
	16	4	山田 秀明	39分	
	17	3	大澤 智之	24分	
	18	1	吉田 直弘	25分	
	19	33	中林 章	20分	
	20	16	藤江 彰	20分	
					休憩予定
21	7	入澤 繭子	20分		
22	8	岡 正己	20分		
23	35	浅井 雅彦	20分		

×

×

日時・場所 9月8日(木) 第一委員会室
開議 午前8時57分 散会 午前9時12分
出席委員 須賀委員長、富田副委員長、角田、中里、笠原、鈴木(俊)、長谷川、阿部各委員
当局出席者 戸塚副市長、総務部長、秘書広報、行政管理各課長

1 議事日程第2号について

(1) 総括質問

本日の総括質問は、横山議員以下11名とすることで確認された。

また、質問順序、質問事項等について、別紙総括質問一覧表(5ページ～6ページ参照)のとおり確認された。

(2) 休憩の時刻

昼休みは中里議員の質問終了後、午後の休憩は窪田議員の質問終了後に予定し、時間によっては、変更もあるということで確認された。

2 その他

(1) 討論通告、表決調べの締め切りについて(付託省略議案)

付託省略議案は、9日の総括質問終了後、討論、表決を行い、討論通告及び表決調べについては、事務の都合上、本日午後3時の休憩終了までとすることで確認された。

(2) 委員会審査(運営要項案等)について

各常任委員会における決算議案の審査は、別紙常任委員会決算審査運営要項(41ページ参照)のとおり行うこととされた。

また、本日の本会議終了後に正副常任委員長会議を第一委員会室において開催し、各正副委員長に確認することとされた。

次に、9日の本会議終了後、4常任委員会を開催し、各委員に確認することとされ、会派内の各議員へ周知をするよう伝えられた。

(3) 意見書案について

9月1日の議会運営委員会で、各会派持ち帰り検討となっていた意見書案について、各会派から意見が発表されたが、各会派の意見が一致する意見書がなかったため、起草委員会は開催されないこととなった。

なお、意見書案の表決調べ等については、意見書の提出会派は提案者と文案を決め、12日午後3時まで事務局へ報告し、その後、事務局で整理し各会派へ意見書案と表決調べの一覧を配付することとされた。次に、表決調べに賛否を記入の上、16日正午までに事務局に提出することで確認された。

(4) 議員派遣について

締め切り期限の9月1日までに申出のあった議員派遣について確認され、9日の本会議に上程することとされた。

(5) 次期議会運営委員会の日程について

9月9日(金)午前9時から行うこととされた。

(6) 総括質問時のマスク着用について

長谷川委員から総括質問時のマスク着用についての発言があり、阿部、笠原、角田、中里各委員から発言があった。

(7) 当局の出席者について

総務部長から8日と9日の本会議を、監査委員が病気治療のため欠席することが伝えられた。

常任委員会決算審査運営要項

令和4年9月

- 1 委員会の会議時間について
会議時間は午前10時から、おおむね午後5時までとするが、会議の状況により委員長は会議時間を変更することができる。
- 2 議案の審査について
委員会での議案説明は省略し、ただちに質疑に入る。質疑終了後、討論は本会議に委ね、表決を行う。
- 3 発言について
 - (1) 発言の申し出について
委員の発言の申し出については、審査日の2日前までに正副委員長に申し出る。
 - (2) 発言順序について
委員の発言順序については、正副委員長において調整のうえ決定する。
 - (3) 発言時間等について
委員の発言時間の制限は行わないが、会議時間内で正副委員長において調整し、必要な場合は時間を延長する。
 - (4) その他
発言は発言席において行う。
特に、市長及び監査委員に答弁を求めたい場合は、発言の申し出と同時に委員長に直接申し出る。
- 4 その他
 - (1) その他委員会運営に関する必要事項は、会議規則及び委員会条例の定めるところによる。
 - (2) 委員会の日程及び付託議案について
(別紙「常任委員会決算審査日程表」のとおり)
 - (3) 服装については、クールビズ対応とする。
(上着及びネクタイは不要とし、当局にも同様の協力を求める。ただし、着用も可とする。)

常任委員会決算審査日程表

令和4年9月

日	曜	時間	場 所	委員会名	付 託 議 案
14	水	午前 10時	第一委 員会室	建設水道 常 任 委 員 会	<p>議案 68 号 令和3年度前橋市一般会計決算認定についてのうち 都市計画部、建設部、水道局所管に関する歳入 都市計画部、建設部、水道局所管に関する歳出 第4款 衛生費のうち 第4項 清掃費 第5目 し尿処理費の一部 第8款 土木費【第1項 道路橋りょう費 第3目 道路新設改良費の一部、 第3項 都市計画費 第5目 公園費の一部、を除く】 第11款 災害復旧費【第1項 農林水産施設災害復旧費、を除く】</p> <p>議案 78 号 令和3年度前橋市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定につ いて</p> <p>議案 79 号 令和3年度前橋市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定に ついて</p>

(説 明 員)

市長・副市長・監査委員

都市計画部長	飯 塚 佳 雄	公営企業管理者	稲 垣 則 行
都市計画課長	宇 田 正		
建築指導課長	樋 口 美 香	水道局長	今 井 信 宏
都市計画部参事(兼)建築住宅課長	川 合 寿 憲	水道局参事(兼)経営企画課長	阿佐美 忍
市街地整備課長	五十嵐 紳一郎	水道整備課長	小 杉 道 晴
区画整理課長	金 子 朋 之	浄水課長	篠 田 十 一
		下水道整備課長	石 井 利 彦
建設部長	吉 澤 輝 男	下水道施設課長	蜂須賀 陸 典
道路建設課長	金 田 芳 明		
道路管理課長	横 塚 有 利		
東部建設事務所長	塚 田 伸 也		
公園緑地課長	高 橋 穰		
公園管理事務所長	狩 野 健		

常任委員会決算審査日程表

令和4年9月

日	曜	時間	場 所	委員会名	付 託 議 案
15	木	午前 10時	第一委 員会室	総 務 常 任 委 員 会	<p>議案 68 号 令和3年度前橋市一般会計決算認定についてのうち 総務部、未来創造部、財務部、消防局等所管に関する歳入 総務部、未来創造部、財務部、消防局等所管に関する歳出 第1款 議会費 第2款 総務費【第1項 総務管理費 第8目 企画費の一部、 第10目 支所費、 第12目 行政連絡費、 第14目 環境保全対策費、 第15目 諸費の一部、 第3項 戸籍住民基本台帳費、を除く】 第9款 消防費 第10款 教育費のうち 第1項 教育総務費 第2目 事務局費の一部、 第10項 大学費 第12款 公債費 第13款 予備費</p> <p>議案 76 号 令和3年度前橋市用地先行取得事業特別会計決算認定について</p>

(説明員)

市長・副市長・監査委員

総務部長	田村 聡 史	会計管理者	喜 楽 正 一
秘書広報課長	高 松 秀 光	会計室長	阿 部 瑞 恵
職員課長	真 庭 祐 次	消防局長	清 水 征 己
総務部参事(兼)行政管理課長	福 島 健 一	消防次長(兼)通信指令課長	須 田 常 見
防災危機管理課長	笹 本 光 快	消防局総務課長	堤 正 明
契約監理課長	生 方 高 弘	予防課長	下 田 哲 也
未来創造部長	青 木 一 宏	警防課長	手 島 一 樹
未来創造部交通政策担当部長(兼)交通政策課長	細 谷 精 一	救急課長	戸 塚 直 樹
未来創造部参事(兼)スマートシティ推進監	谷内田 修	選挙管理委員会事務局長	小 澤 昭 夫
未来創造部参事(兼)政策推進課長	草 野 修 一	監査委員	根 岸 隆 夫
未来政策課長	高 橋 良 祐	監査委員事務局長	桑 原 和 彦
情報政策課長	岡 田 寿 史	議会事務局長	狩 野 尚 彦
財務部長	中 畝 剛	議会事務局総務課長	丸 橋 睦
財政課長	高 柳 敦	議事課長	高 橋 之 彦
資産経営課長	大 原 豊 茂		
収納課長	鈴 木 和 弥		
市民税課長	福 島 照 美		
資産税課長	若 島 敦 子		

常任委員会決算審査日程表

令和4年9月

日	曜	時間	場 所	委員会名	付 託 議 案
16	金	午前 10時	第一委 員会室	教育福祉 常 任 委 員 会	<p>議案 68 号 令和3年度前橋市一般会計決算認定についてのうち 福祉部、健康部、教育委員会所管に関する歳入 福祉部、健康部、教育委員会所管に関する歳出 第3款 民生費【第1項 社会福祉費 第1目 社会福祉総務費の一部、 第7目 国民年金費、を除く】 第4款 衛生費のうち 第1項 保健費、 第2項 衛生費 第1目 衛生総務費、 第2目 環境衛生費の一部、 第3項 保健所費 第10款 教育費【第1項 教育総務費 第2目 事務局費の一部、 第8項 保健体育費 第1目 保健体育総務費の一部、 第10項 大学費、を除く】</p> <p>議案 69 号 令和3年度前橋市国民健康保険特別会計決算認定について</p> <p>議案 70 号 令和3年度前橋市後期高齢者医療特別会計決算認定について</p> <p>議案 73 号 令和3年度前橋市介護保険特別会計決算認定について</p> <p>議案 74 号 令和3年度前橋市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計決算認定について</p>

(説 明 員)

市長・副市長・監査委員

福祉部長	小坂和成	教育長	吉川真由美
社会福祉課長	田村哲司		
子育て支援課長	木村早苗	教育次長	藤井一幸
子育て施設課長	岡田秀行	指導担当次長	都所幸直
長寿包括ケア課長	信澤和秀	教育委員会事務局参事(兼)総務課長	
介護保険課長	五畷信広		片貝伸生
障害福祉課長	山口和子	教育施設課長	木村一弥
指導監査課長	鈴木明	文化財保護課長	上野克巳
		学校教育課長	相原吉次
健康部長	膽熊桂二	前橋高校事務長	伊井直文
保健所長	大西一徳	生涯学習課長	関口知子
保健総務課長	山口智幸	青少年課長	内山崇
健康増進課長	樋口早苗	総合教育プラザ館長	
健康部参事(兼)保健予防課長			金井幸光
	藤田明弘	図書館長	齋藤明子
衛生検査課長	松本和裕		
健康部参事(兼)国民健康保険課長			
	猪俣理恵		

常任委員会決算審査日程表

令和4年9月

日	曜	時間	場 所	委員会名	付 託 議 案
20	火	午前 10時	第一委 員会室	市民経済 常 任 委 員 会	<p>議案 68 号 令和3年度前橋市一般会計決算認定についてのうち 市民部、文化スポーツ観光部、環境部、産業経済部、農政部等所管に関する歳入 市民部、文化スポーツ観光部、環境部、産業経済部、農政部等所管に関する歳出 第2款 総務費のうち 第1項 総務管理費 第8目 企画費の一部、 第10目 支所費、 第12目 行政連絡費、 第14目 環境保全対策費、 第15目 諸費の一部、 第3項 戸籍住民基本台帳費 第3款 民生費のうち 第1項 社会福祉費 第1目 社会福祉総務費の一部、 第7目 国民年金費 第4款 衛生費【第1項 保健費、 第2項 衛生費 第1目 衛生総務費、 第2目 環境衛生費の一部、 第3項 保健所費、 第4項 清掃費 第5目 し尿処理費の一部、を除く】 第5款 労働費 第6款 農林水産業費 第7款 商工費 第8款 土木費のうち 第1項 道路橋りょう費 第3目 道路新設改良費の一部、 第3項 都市計画費 第5目 公園費の一部 第10款 教育費のうち 第8項 保健体育費 第1目 保健体育総務費の一部 第11款 災害復旧費のうち 第1項 農林水産施設災害復旧費</p> <p>議案 71 号 令和3年度前橋市競輪特別会計決算認定について 議案 72 号 令和3年度前橋市農業集落排水事業特別会計決算認定について 議案 75 号 令和3年度前橋市新エネルギー発電事業特別会計決算認定について 議案 77 号 令和3年度前橋市産業立地推進事業特別会計決算認定について</p>

(説 明 員)

市長・副市長・監査委員

市民部長	木村 由美	環境部長	倉林 薫
生活課長	原田 陽一	環境森林課長	持田 一浩
市民課長	本間 達雄	ごみ政策課長	大山 幸成
大胡支所長	五十嵐 信行	ごみ収集課長	阿久沢 理樹
宮城支所長	加藤 正寛	廃棄物対策課長	木村 茂樹
市民部参事(兼)粕川支所長	関口 正人	清掃施設課長	関口 哲也
富士見支所長	関口 隆行	産業経済部長	木村 理文
文化スポーツ観光部長	新井 剛	産業政策課長	吉野 崇充
文化スポーツ観光部参事(兼)		にぎわい商業課長	松澤 俊一
文化国際課長(兼)アーツ前橋館長		公営事業課長	羽鳥 申一
スポーツ課長	田中 力	農政部長	田部井 誠
観光政策課長	佐藤 伸策	農政課長	中野 孝一
	篠田 京	農村整備課長	茂木 政史
		農業委員会会長	深町 富士雄
		農業委員会事務局長	藤井 義嗣

×

×

日時・場所 9月9日(金) 第一委員会室
開議 午前9時2分 散会 午前9時6分
出席委員 須賀委員長、富田副委員長、角田、中里、笠原、鈴木(俊)、長谷川、阿部各委員
当局出席者 戸塚副市長、総務部長、秘書広報、行政管理各課長

1 議事日程第3号について

(1) 総括質問

本日の総括質問は、三森議員以下12名とすることで確認された。

また、質問順序、質問事項等について、別紙総括質問一覧表(8ページ～9ページ参照)のとおり確認された。

(2) 休憩の時刻

昼休みは、鈴木(数)議員の質問終了後、午後の休憩は藤江議員の質問終了後に予定し、時間によっては、変更もあるということで確認された。

(3) 常任委員会付託議案

総括質問終了後、別紙常任委員会決算審査日程表(42ページ～45ページ参照)のとおり、令和3年度各会計決算認定についての12議案を各常任委員会に付託することとされた。

(4) 付託省略議案に対する討論、(5) 付託省略議案の表決

その他の議案については、委員会付託を省略し、討論、表決を行うこととされ、付託省略議案に対する討論は、別紙討論一覧表(10ページ参照)のとおり小林議員から通告があったことが確認された。

また、付託省略議案の表決については、別紙表決順序調べ(10ページ参照)のとおり2回に分けて行い、第80号、第92号及び第97号、以上3件を一括して表決し、次に、残る議案第81号から第91号まで、第93号から第96号まで及び報告第7号、以上16件を一括して表決することで、併せて確認された。

(6) 議員派遣について

9月8日の議会運営委員会で確認されたとおり、議員派遣についてを議題とし、直ちに採決することで確認された。

(7) 休会の議決

委員会審査のため、10日から26日までの17日間を休会とすることで確認された。

2 その他

(1) 討論通告の締め切り

常任委員会に付託した決算認定議案に対する本会議での討論通告の締め切りは、事務の都合上、21日正午までとすることで確認された。

なお、まほろば、七星、えいめい、赤利根、なないろ、以上5会派については、所属していない委

員会に付託された議案の表決についても討論通告と同様、21日正午までに報告するよう伝えられた。

(2) 委員会審査(運営要項等)について

本日の本会議終了後、決算審査運営要項等の確認のため、各常任委員会を開催することとされた。

開催場所については、総務常任委員会は議会運営委員会室、教育福祉常任委員会は第一委員会室、市民経済常任委員会は第二委員会室、建設水道常任委員会は第三委員会室でそれぞれ開催することとされた。

なお、会派内の各議員への連絡を行うよう伝えられた。

(3) 次期議会運営委員会の日程について

9月27日(火)午前10時から行うこととされた。

×

×

日時・場所	9月27日(火)	第一委員会室
開議	午前10時43分	散会 午前10時52分
出席委員	須賀委員長、富田副委員長、角田、中里、笠原、鈴木(俊)、長谷川、阿部各委員	
当局出席者	戸塚副市長、総務部長、秘書広報、行政管理各課長	

1 議事日程第4号について

(1) 市長提出議案の付議

各常任委員会に付託した決算認定の12議案について、各常任委員長から審査報告書が提出されたので、委員長報告、質疑、討論、表決の順で行うこととされた。

また、委員長報告の順序は審査を行った順とし、初めに建設水道、次いで総務、教育福祉、最後に市民経済の各委員長の順で行うこととされた。

なお、委員長報告に対する質疑はなし、討論については、小林久子議員以下5名から通告があり、別紙討論一覧表(17ページ参照)の順序で行うことで確認された。

表決は、別紙表決順序調べ(17ページ参照)のとおり2回に分けて行うこととされ、初めに議案第68号から第71号まで、第73号及び第76号から第79号まで、以上9件を一括して行い、次に残る議案第72号、第74号及び第75号、以上3件を一括で行うことで確認された。

(2) 市長提出追加議案の上程

市長提出追加議案である議案第98号から第105号までの人事案件及び先ほどの各派代表者会議で説明のあった議案第106号、以上9件を一括して上程し、説明、質疑、討論、表決を行うこととされた。

質疑、討論はなしとし、委員会付託は省略することで確認された。

なお、表決は3回に分けて行い、初めに、議案第98号、次に議案第99号から第105号まで、最後に議案第106号を表決することで確認された。

(3) 議会議案の上程

議会議案第1号、前橋市議会会議規則の改正について及び議会議案第2号、前橋市議会傍聴規則の改

正についての以上2件を一括して上程し、提案理由の説明、質疑、討論、表決を行うこととされた。

なお、全会派合意の議案のため、提案理由の説明、委員会付託を省略し、質疑、討論はなしとし、2件を一括して表決することで確認された。

(4) 意見書案の上程

別紙意見書案一覧表（18ページ参照）のとおり、11件を一括上程することで確認された。

提案理由の説明、委員会付託を省略し、質疑、討論はなしとすることで確認された。

また、表決は、別紙意見書案表決順序調べのとおり10回に分けて行い、初めに、第24号について行い、2回目に第25号及び第26号の2件、3回目に第27号、4回目に第28号、5回目に第29号、6回目に第30号、7回目に第31号、8回目に第32号、9回目に第33号、10回目に第34号について行うことで確認された。

なお、意見書案の表決順序調べを確認する前に、角田委員から意見書案第25号について、訂正する旨の発言があり確認された。

【日程追加】

①副議長辞職の件、副議長選挙

副議長辞職の件を日程追加し、辞職を許可した後に副議長選挙を投票により行うこととされた。

投票の順序は議席順とし、事務局長の点呼により行うことで確認された。

なお、開票については、会議規則第30条の規定により3名以上の立会人が必要となるため、前橋令明・市村議員、前橋高志会・山田議員、市民フォーラム・大澤議員、共産党・吉田議員、公明党・高橋議員を立会人に指名することで確認された。

なお、選挙終了後、新旧正副議長が挨拶を行うことで確認された。

2 その他

(1) 議長のあいさつについて

本日が現議会棟で最後の議会のため、議長からあいさつを行うことで確認された。

(2) 次期議会運営委員会の日程について

11月11日（金）午後1時から行うこととされた。

(3) 議会運営委員会行政視察

委員長から、8月18日の議会運営委員会で確認されたとおり、議会運営委員会の行政視察は、11月7日（月）、8日（火）の日程で、愛知県知立市及び三重県桑名市の議会運営について視察し、資料並びに切符については、10月17日以降に事務局より配付することとされた。

—— 各 派 代 表 者 会 議 ——

日時・場所 9月1日(木) 第一委員会室
開議 午前9時57分 散会 午前10時28分
出席議員 小曾根議長、鈴木(数)副議長、阿部、鈴木(俊)、須賀、笠原、富田、角田、
長谷川、中里各議員、(オブザーバー)浅井、中林、藤江、岡、入澤各議員
当局出席者 戸塚副市長、総務部長、秘書広報、行政管理各課長

1 市長の体調等について

副市長から次のとおり説明があった。

山本市長においては、8月26日、せきが出るなどの症状が見られたため抗原検査を行ったところ、新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明した。当初、せきや微熱、だるさはあったが、軽症であったため、これまで自宅で療養、待機しながらオンラインにより公務を行ってきた。現在症状は大変落ち着いており、健康観察を行った上で、問題がなければ療養は9月2日までの予定となっている。なお、このような状況であるので、本日午後に予定されている令和4年第3回定例会本会議については欠席となるが、ご理解のほどよろしく願います。

2 会議規則及び傍聴規則の改正について

議事課長から次のとおり説明があり、了承された。

初めに、前橋市議会会議規則の改正について説明する。現在、前橋市議会における表決方法は、起立または挙手による表決と記名投票、無記名投票による表決、そして簡易表決により行うことができる旨規定されているが、新議会棟の建設に伴い新議場に電子表決のボタンが設置されることから、表決方法に押しボタン式投票による表決を加えるものである。

押しボタン式投票は、各議員の議席に設置される賛成、反対と書いてあるいずれかのボタンを押し、その集計結果の数及び各議員の賛否が議場内の大型モニターに表示され、議長が宣告することによって可否が決定するというものである。この押しボタン式投票は記名投票と同様の効果を持つものと考えられる。

このことを踏まえての規則の改正内容についてであるが、まず、押しボタン式投票を投票による表決の一類型として、第72条の2として規定する。第1項には、押しボタン式投票の方法について、問題を可とするものは賛成のボタンを、否とする者は反対のボタンを押すことを規定し、第2項には、可否のどちらのボタンも押さなかったときには反対とみなすことを規定する。これは通常はあり得ないこととは思われるが、万一採決終了時点で賛成も反対も押さないでいた場合に議長の採決結果の宣告に支障が生じないようにしておくための規定である。また、第69条第2項、第70条及び第75条にそれぞれ押しボタン式投票を加え、各条項で押しボタン式投票による表決も可能となるようにする。第73条は選挙規定の準用の規定であるが、第2項に押しボタン式投票を行う場合に第29条の投票の終了の宣告及び第31条の選挙結果の報告の第1項を準用する旨の規定を設けるものである。

次に、施行期日については、第4回定例会初日の11月29日とするものである。会議規則の改正についての説明は以上である。

続いて、前橋市議会傍聴規則の改正について説明する。

まず、第2条の傍聴の区分についてであるが、新議会棟の傍聴席に親子席を設けているので、傍聴席を現行の一般席及び報道関係者席の2区分から、新たに親子席を加えた3区分に改めるものである。

続いて第4条、傍聴人の定員であるが、第1項で一般席及び報道関係者席として、車椅子を含み75人と規定する。また、第2項として、親子席の定員を7人として規定し、場合によって議長が必要と認めるときは人数を増やすことも可能とする規定とする。

次に、現行の第6条、傍聴席に入ることができない者の第2項で規定している児童及び乳幼児の傍聴は、新議会棟においては議長の許可を得なくても傍聴することができるようになるため、削除する。

最後に、第7条、傍聴人の守るべき事項に(5)携帯電話その他音の発生する機器は着信音等を発しない措置を取ることを加え、現行の第5号を第6号に、第6号を第7号に、第7号、第8号にそれぞれ繰り下げることとする。

施行期日については、同じく11月29日とするものである。

本日、会議規則及び傍聴規則の各案について承知してもらえれば、議会議案を作成し、次回の各派代表者会議で内容を確認してもらい、議員提案による議案提出の手続を進めたいと考えている。

3 議会ICT化推進検討部会について

副議長及び議事課長から次のとおり説明があった。

(副議長)

8月22日に開催した議会ICT化推進検討部会において協議がまとまった事項について座長報告をする。

まず、新議会棟5階の3つの議員応接室の予約方法についてであるが、タブレット端末でアプリ等を活用して予約する方法を検討していたが、今までどおり紙などに記入する方法でよいという意見でまとまった。

次に、表決調べの提出についてであるが、過日より議会運営委員会の資料はペーパーレスとなったが、表決調べの提出時には議員と事務局職員との対面における確認事項等があるので、各会派において表決調べを印刷した上で、今までどおり紙ベースで事務局に提出することを確認した。

次に、常任委員会と特別委員会の映像配信についてであるが、新議会棟の委員会室において令和5年1月以降に開催される月例の常任委員会と特別委員会については、議会庁舎内の各所に設置されるモニターに映像配信することにより正副議長室及び議員控室等で閲覧できるようにする。また、令和5年3月の予算審査の常任委員会も同様に議会庁舎内における映像配信を行い、令和5年9月の決算審査の常任委員会からは、来年度の予算を確保した上で、議会庁舎内における映像配信に加えて、前橋市議会のホームページにおいて生中継と録画配信を実施することで確認された。

続いて、配信映像のパターンであるが、委員会室天井に設置される2台のカメラを切り替えながら、月例の常任委員会と特別委員会は委員席全体と当局席全体の映像を配信し、予算審査と決算審査の常任委員会では、質疑の際には発言席の委員をズームして配信することとされ、委員名や当局答弁者のテロップは録画配信時に表示することで確認された。

次に、常任委員会と特別委員会の一般傍聴について、現在申合せ事項において定員が第一委員会室では10人以内、第二委員会室は3人以内となっているが、新議会棟では6階と7階に同じ大きさの委員会室が整備されることから、委員会室の一般傍聴席の定員を10名以内と変更することで確認された。

最後に、本会議及び予算審査と決算審査の常任委員会における質問時の電子資料の使用についてであるが、新議会棟での本会議運営となる第4回定例会から使用基準案に基づいて開始することとし、必要に応じて見直しを行うことで意見がまとまった。この後、使用基準案の内容等について事務局から説明してもらえればと思う。

(議事課長)

それでは、前橋市議会本会議及び常任委員会（予算審査及び決算審査）における電子資料の使用基準案について説明する。

第1条は趣旨で、適正な電子資料の利用について定めようとする旨記載してある。

第2条は定義で、電子資料は静止画の資料としている。

第3条は留意事項で、著作権や肖像権などを侵害しないように、あらかじめ議員自身で著作権の許諾を受けておくことなど、必要な措置を講じておくことを記載している。

第4条の使用については、(1) その使用がなければ内容が十分に伝わらない場合に用いるものであること、(2) 発言に際しては、資料の内容を説明することにより、会議録を読んだときに電子資料を参照しなくても内容が理解できるようにすることとしている。例えば電子資料を使つての発言として、「この表のとおりだから何々の懸念がある」ということではなく、この表はこうこうと内容を説明したり、読んだりして、その上でだから何々の懸念があるというように、会議録を読んだ方が話の流れが分かるように電子資料の説明あるいは読んでもらうなど、留意してもらいたいということである。

第5条では、手続について記載している。まず、本会議で電子資料を使用する場合であるが、第1項として、期限までに本会議電子資料使用（修正）申出書、様式第1号を事務局に提出してもらう。(1) 代表質問の場合は通告日の翌日、翌日というのは休日を算入しない。以降同じである。(2) 総括質問、質疑の場合には通告日の翌々日の午後4時まで、(3) 使用する電子資料に修正の必要が生じた場合は、(1) (2) のそれぞれの期日の翌日の午後4時までに本会議電子資料使用（修正）申出書、様式第1号を事務局に提出する。

第2項として、議長が本会議電子資料使用（修正）申出書についての許可を行うことで電子資料の使用ができることになる。また、議会運営委員会で使用についての確認が行われる。

予算、決算の委員会で電子資料を使用する場合については、第3項として、運営について協議する常任委員会において申出を行った上、翌日の正午までに常任委員会電子資料使用（修正）申出書、様式第2号を事務局に提出し、委員長の許可を受ける形になる。

第4項では、使用する電子資料に修正の必要が生じた場合、その日の午後4時までに常任委員会電子資料使用（修正）申出書を改めて事務局に提出することとしている。

第6条の電子資料のモニター表示等では、第1項で電子資料のモニター表示の開始と終了の合図は議員が口頭で行うこと及び事務局にそのタイミングをあらかじめ説明することとしている。第2項で、電子資料の表示中に別の電子資料に切り替える操作については、タブレットで議員自身に行ってもらうこととしている。電子資料を議場や委員会室のモニターに映す方法については、議員から合図をもらうことにより事務局がシステムを操作し、議員のタブレットのモニター表示をそのままモニターに映すことができる。議員のタブレットが議場や委員会室のモニターに映っている状態となるので、複数の電子データを使用する場合には、タブレットのページを議員がめくることにより、議場や委員会室のモニターに映っているものもめくられるということである。そして、最後に電子資料表示を終了することについて発言してもらい、事務局がシステムを操作し、議員のタブレットのモニターに出ている映像を遮断し

て、議員の質問のモニターの表示に戻すということになる。

新議会議場の議場は演壇と質問席にタブレット等に接続できる端子がある。また、委員会室の発言席は通常の机であるため、作りつけの接続端子はないが、担当書記の脇のシステム機器にケーブルをつなぎ発言席まで延ばすことができるので、議場と同様に質問のときに委員から合図をもらうことにより、事務局がシステムを操作して委員のタブレットのモニター表示をそのまま委員会室のモニターに映すことができる。ページめくりも議場と同様の方法で対応が可能となっている。

第7条であるが、会議録における取扱いについては、電子資料の使用があった場合でも、会議録への電子資料掲載は行わない旨記載している。先ほど第4条で電子資料使用の際は会議録を読んだ人が理解できるように留意してもらおうという記載となっていることについて、これも含めての記載内容となっている。

また、第5条に記載のある電子資料を使用する際に提出してもらおう使用申出書であるが、本会議用は議長宛てで様式第1号、委員会用は委員長宛てで様式第2号となる。

次に、議場、委員会室モニターへの電子資料表示方法（概要）を説明する。

事前としては、（1）電子資料をタブレットに保存してもらおうことになる。先ほど言った著作権、肖像権等に留意してもらいたいということである。（2）期日までに電子資料使用（修正）申出書を提出し、議長あるいは委員長の許可を得てもらおう。（3）質問のどこでどの電子資料を使用するか、電子資料の写しにより事務局に説明してもらおう。

質問時としては、（1）タブレットを質問席あるいは発言席の映像出力端子と接続する。（2）使用する電子資料をタブレットで表示させておく。（3）電子資料をモニターに表示するときになったら、「資料を映してほしい」と発言してもらおう。これでモニター映像が事務局操作により質問議員の映像からタブレットに表示されている電子資料に切り替わる。（4）そのまま複数の資料を使用する場合には、タブレットを操作して別のページを表示してもらおう。これは、めくってもらおうということである。（5）電子資料のモニターへの表示を終えたいときは、「資料を消してほしい」と発言してもらおう。モニターの映像が事務局操作によりタブレットに表示されている電子資料から質問議員の映像に切り替わる。万一この発言がなかった場合には、タイミングを見て、事務局操作により電子資料の表示を終了することになる。（6）また別の電子資料をモニターに表示したり、消したりする場合も（2）から（5）と同様の操作となる。

なお、各議員にこのシステムに実際に触れてもらい、操作する機会を11月に設ける予定であるので、よろしく願います。

続いて、電子資料を質問で使用する際の留意事項について、説明する。

まず、記事等を利用する際は著作権者の承諾が必要ということになる。著作権法に定めがある場合、私的利用などを除き、他人の著作物を利用する際は、インターネット上のものも含め著作権者の承諾が必要で、議会が利用する場合の例外規定的なことはない。したがって、新聞や雑誌等を利用する場合には、事前に各社ホームページの申請フォームから申請を行い、承諾を得る必要がある。なお、各社で料金や条件の定めがあり、案件ごとの利用目的や利用形態に応じて料金等は異なっているということである。しかし、例外的に承諾が要らない場合もある。

次に、自分で撮影した写真を使用する場合には肖像権等にも留意する必要がある。

続いて、著作者の権利であるが、百科事典、新聞、雑誌のような編集物は著作物として保護され、こうしたものを全体でも、あるいは一部でもコピーする場合には、私的利用以外のものは著作権者の了解

を得る必要があるということになる。

次に、著作物等の例外的な無断利用ができる場合であるが、1つには私的使用の場合、また、絵画などが写真に映り込んだとき、小さな映り込みであれば、著作権法上の例外として許諾は不要ということである。この小さな映り込みというのはどのくらいなのかということについては、メインの被写体に比べて軽微な構成部分であって、背後に小さく映り込んだ場合となっている。

続いて、引用、転載関係であるが、引用については、出どころの明示などを示すことにより許諾は不要とされている。引用して利用して記載する場合には、引用部分を改変せずにそのままかぎ括弧でくくり、原文のまま取り込んで、自分の本文と引用部分とが区分できるようにすることが必要とされている。また、出どころの記載については、例えば新聞記事の場合、〇年〇月〇日の〇〇新聞朝刊などの記載が必要となる。引用は、本等で見ると思うが、文章の装丁であって、電子資料に向くかどうかは別の話と思われる。

次に、行政の広報資料等の転載であるが、国などの行政機関等が公表した資料を転載する場合には、これも出どころを明示するなどによって許諾は不要とされている。

続いて、新聞の論説等の転記についてであるが、新聞、雑誌の社説、論説、新聞でいえば社説になるが、これについては転載禁止の表示がないことや、出どころを明示するなどの条件を満たせば許諾は不要とされている。しかし、そのほかの記事は基本的には許諾が必要であるので、注意してもらいたいと思う。また、署名入りの時事の論評、解説記事、コラムなどは許諾が要ということになっている。

最後に、屋外に設置されている美術品や建築の著作物、オブジェなどは許諾が不要とされている。

次に、肖像権について説明する。肖像権とは、自己の容貌や姿態を他人に好き勝手に写真に撮られたり、それらを公開されたり、利用されたりされない権利のことである。写真を電子資料で扱う際に注意してもらいたい部分となると思う。基本的な考え方として、被写体からの許可がないときに、被写体が中央に位置していたり、鮮明に写っていたりしていれば、明らかにその写真においてその被写体をメインに撮影した意図があると認められ、この場合、無許可であれば肖像権侵害に当たる可能性があるということである。一方、まちの風景やイベントなどを撮影する際に、不特定多数の群集として偶然写り込み、メインとなる被写体の背後などに小さくぼやけて写っていたというような場合には、特定の人を対象としたものではないということで、許可がなかったとしても肖像権の侵害とはなりにくい、個人が特定できるような写り込みの写真を公表する場合にはぼかしをかけるなどの配慮が必要ということであるので、留意してもらいたいと思う。

4 その他

(1) 次期各派代表者会議の日程について

9月9日(金) 午前9時から行うこととされた。

×

×

日時・場所	9月9日(金)	第一委員会室
	開議 午前8時56分	散会 午前9時1分

出席議員 小曾根議長、鈴木（数）副議長、阿部、鈴木（俊）、須賀、笠原、富田、角田、
長谷川、中里各議員、（オブザーバー）浅井、中林、藤江、岡、入澤各議員
当局出席者 市長、戸塚副市長、総務、市民各部長、秘書広報、行政管理各課長

1 人事案件について

市長から次のとおり説明があり、最終日の27日に上程することで了承された。

9月27日に提案する人事議案について、本日からかじめ説明したいと思う。

まず、公平委員会の委員の選任についてである。現在委員である木村たか子さんの任期が令和4年10月12日で満了となるため、後任として千原好子さんに委員をお願いしたいと思う。

次に、人権擁護委員の候補者の推薦についてである。現在委員である田子智代さん、小淵喜代治さん、藤井久代さん、宮下雅夫さん、鈴木浩文さん、宮下章さん、角井静子さん、以上7名の任期が令和4年12月31日で満了となる。田子智代さん、小淵喜代治さん、藤井久代さん、宮下雅夫さんの4名については、引き続き委員をお願いすることとし、鈴木浩文さんの後任として小暮正子さんに、宮下章さんの後任として増田智之さんに、角井静子さんの後任として山口智子さんに委員をお願いすることとし、推薦したいと思う。よろしく願います。

なお、田子智代さんは4期目、小淵喜代治さんは3期目、藤井久代さんは2期目、宮下雅夫さんは2期目となる。

本件については、9月27日に議案として提出したいと考えているので、よろしく願います。

2 議会提出議案について

議長から次のとおり説明があり、了承された。

議会提出議案についてであるが、会議規則及び傍聴規則の改正について、9月1日の各派代表者会議で確認された内容でそれぞれの議案を作成したので、確認願う。

また、2件の議案の提出者及び上程日についてであるが、提出者は、正副議長を除く各派代表者会議構成員及びオブザーバーの皆様さんをお願いしたい。上程日は、最終日の9月27日に議題としたと思うので、よろしく願います。

なお、各派代表者会議構成員及びオブザーバーの皆さんには後ほど事務局職員が提出者としての署名をもらいに伺う。

3 その他

（1）議場における新型コロナウイルス感染症対策について

議長から次のとおり説明があった。

9月8日の議会運営委員会において、議場の質問席等における新型コロナウイルス感染症防止対策について、意見があったが、正副議長と議会運営委員会の正副委員長とで協議し、原則、今までどおりの運営を続けることとし、それに加えて、昼休みと3時休憩時に質問席と演壇の天板やマイクなどを事務局職員がアルコール消毒することとするので、ご承知おき願う。

×

×

日時・場所 9月27日(火) 第一委員会室
開議 午前9時57分 散会 午前10時42分
出席議員 小曾根議長、鈴木(数)副議長、阿部、鈴木(俊)、須賀、笠原、富田、角田、
長谷川、中里各議員、(オブザーバー)浅井、中林、藤江、岡、入澤各議員
当局出席者 戸塚副市長、総務、財務、福祉各部長、秘書広報、行政管理、財政、社会福祉各
課長

1 市長提出追加議案について

財務部長及び福祉部長から次のとおり説明があり、本日の本会議に上程することとされた。また、議事の取扱いについては本日の議会運営委員会で協議することとされた。

(財務部長)

財務部より追加補正予算となる二次補正について説明する。

資料の説明に入る前に、今年9日、国は内閣総理大臣を本部長とする物価・賃金・生活総合対策本部において、低所得世帯に対する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の給付を決定し、その後、先週20日に正式に閣議決定した。そのため本市としては、対象者に迅速に給付するため、補正予算を追加送付するものである。

まず、内容であるが、電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえて、特に家計への影響が大きい低所得世帯、住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対し、国の施策によるこのたびの緊急支援給付金に必要な経費を予算化するものである。

次に、補正項目である。補正する一般会計の歳入であるが、15款国庫支出金は給付事業の財源として国庫補助を追加するものである。

続いて、歳出、3款民生費は、対象世帯1世帯当たり5万円の給付に係る対応経費を予算化するものである。

次に、補正予算一覧表については、18億9,500万円を追加し、補正後の予算規模を1,635億8,929万5,000円にするものである。

なお、今回の補正予算議案については、本日送付及び提案したいと考えているので、よろしく願います。

(福祉部長)

福祉部より給付金の事業概要等について説明する。

まず、事業概要であるが、電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、住民税非課税世帯等に1世帯当たり5万円の現金を給付するものである。事業費及び事務費は、全額国庫補助となっている。

次に、予算であるが、給付金である事業費については3万7,000世帯分、18億5,000万円、事務に要する経費は4,500万円、合わせて18億9,500万円を見込んでいる。

続いて、要件等であるが、非課税世帯は令和4年10月1日時点で本市の住民基本台帳に登録されており、世帯員全員について令和4年度住民税非課税の世帯となる。ただし、住民税課税者に扶養されている世帯は対象とはならない。3万5,300世帯が対象になると見込んでいる。家計急変世帯

は、予期せぬ理由により令和4年1月から12月のうち任意の月の収入が非課税相当にまで減収した世帯となる。1,700世帯が対象となると見込んでいる。

次に、手続等であるが、非課税世帯については本市から対象となる世帯主に確認書を送付するので、対象者は振込口座等の印字内容を確認し、返送してもらうことになる。申請期間は10月5日から令和5年1月31日までを予定している。ただし、令和4年1月2日以降の転入者を含む世帯等には確認書が届かないので、申請する必要がある。申請期間は、確認書による申請と同じ10月5日から令和5年1月31日までを予定している。家計急変世帯については、対象者は減収後の収入が分かる給与明細等必要書類を添付し、申請する必要がある。申請期間については、非課税世帯の支給を迅速に進めたいことから、11月1日から令和5年1月31日までを予定している。なお、申請書はホームページからダウンロードしてもらうほか、コールセンターに電話をもらえれば郵送する。

2 鈴木数成議員の副議長辞職について

議長から次のとおり説明があり、了承された。

現在副議長として議長の私とともに様々な議会用務に取り組んでもらっている鈴木数成議員から、このたび一身上の都合により副議長辞職の申出があった。大変残念であるが、副議長の意向を尊重することとし、本日の本会議で副議長の辞職について取り扱うことにしたい。

また、辞職を許可した後、副議長選挙を行う。副議長選挙の方法は投票によることとし、本会議での具体的な取扱いについてはこの後の議会運営委員会で協議してもらいたいと思うので、よろしくお願いする。

3 議席について

議長から次のとおり説明があり、了承された。

第4回定例会から新議会棟の議場において本会議運営を行うに当たり議席の変更が必要となる。現在の議場の議員席は縦方向に5列の配置であるが、新議会棟では3列の配置となる。については、現在の議席を参考にして、会派構成や期数等を考慮した上で新議会棟における議席の議長案を作成したが、皆さんの了解をもらったので、議席の変更についてはこのとおり決定したいと思う。

なお、第4回定例会の初日に議席の変更について議決することとなるので、ご承知おき願う。

4 議会ICT化推進検討部会について

副議長から次のとおり説明があり、笠原、中里、長谷川、阿部、角田各議員から発言があった。

9月21日に開催した議会ICT化推進検討部会において、協議がまとまった事項について報告する。

まず、議案書のペーパーレス化についてである。予算審査と決算審査を行う第1回定例会と第3回定例会に比べて次回の第4回定例会は議案書のページ数が少ないことから、まずは第4回定例会において全議員で議案書のペーパーレスに取り組んでみようとの意見でまとまった。そのため、紙の議案書は配付せず、タブレット端末で議案書のPDFファイルを開覧することとし、また議場には各自で印刷したものを持ち込まないことを確認した。事前にタブレット端末で議案書を確認するための講習会等を実施し、第4回定例会で議案書のペーパーレスに取り組んだ後は、皆さんからの意見を聴取するためのアンケートを実施したいと考えている。

次に、タブレット端末を利用しての発言についてである。7月11日の各派代表者会議で確認のとおり、予算審査と決算審査の常任委員会や本会議においてタブレット端末を用いて質問することが認められ、既に数人の議員が実施しているが、使用する場を限定しないで本会議や委員会での発言全般においてタブレット端末の利用を認めることで確認された。

最後に、委員会の映像及び配信等についてである。9月1日の各派代表者会議で月例の常任委員会と特別委員会及び予算審査と決算審査の常任委員会の映像パターン等は確認済みであるが、予算、決算以外の議案審査の常任委員会や請願審査の常任委員会についても、令和5年3月までは議会庁舎内の正副議長室や議員控室等に設置されるモニターに映像配信することとし、令和5年4月以降においては、議会庁舎内における映像配信に加えて、前橋市議会のホームページにおいて生中継と録画配信を実施することで確認された。あわせて、発言席での質疑については、発言席の委員をズームして配信し、委員名や当局答弁者のテロップは録画配信時に表示することについても確認された。

5 その他

(1) 現議会棟記録撮影について

議長から次のとおり説明があった。

8月18日の各派代表者会議での確認のとおり、本日議会棟での記録撮影を行う。本会議終了時に事務局長から集合時間等の事務連絡をするので、ご承知おき願う。

■ ロ ビ ー

—— 9 月 の 日 誌 ——

月 日	曜日	日 誌
9月 1日	木	各派代表者会議 議会運営委員会 本会議（1日目）
9月 8日	木	議会運営委員会 本会議（2日目） 正副常任委員長会議
9月 9日	金	各派代表者会議 議会運営委員会 本会議（3日目） 4常任委員会
9月14日	水	建設水道常任委員会（決算審査）
9月15日	木	総務常任委員会（決算審査）
9月16日	金	教育福祉常任委員会（決算審査）
9月20日	火	市民経済常任委員会（決算審査）
9月27日	火	各派代表者会議 議会運営委員会 本会議（4日目）

—— 図 書 室 だ よ り ——

（9月寄贈図書）

書 名	著（編）者	発 行	備考
やがて魔女の森になる	川口 晴美	思潮社	寄贈

議 会 月 報 4年9月号

編集 前橋市議会事務局議事課調査係

発行 前橋市議会事務局

